

平成20年8月6日

検察審査会事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第一課課長補佐 小 倉 富 雄

検察審査員等選定手続における検察審査員候補者の欠格事由
に関する照会について（事務連絡）

検察審査員等を選定するに当たり、検察審査員候補者が、検察審査会法第5条第2号に規定する欠格事由に該当する前科を有する者か否かの調査に関する事務については、検察審査会事務局長から対応する地方検察庁に対し、同法第12条の6に基づく照会を行うこととなりますが、その照会方法等について、法務省と協議した結果、下記のとおり取り扱うこととなりました。

ついては、地方裁判所本庁所在地の検察審査会（ただし、東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡は、それぞれ第一検察審査会。）の事務局長（以下「本庁検察審査会事務局長」という。）におかれましては、今後、対応する地方検察庁との間で、下記の協議結果に基づき、その具体的な取扱いについて、協議して下さるようお願いいたします。

なお、法務省においては、地方検察庁に対して、検察審査会事務局からの協議申し入れがなされることを連絡している旨伺っていますので、協議の準備が整い次第、対応する地方検察庁と協議を開始されるようお願い計らいください。

記

1 照会時期及び方法

各群ごとの照会時期としては、第1群につき11月下旬頃、第2群につき2月下旬頃、第3群につき5月下旬頃、第4群につき8月下旬頃に、検察審査会事務局長から対応する地方検察庁本庁あてに、別添1の照会書により、照会からおお

むね2週間から3週間後程度を回答期限として照会する。

なお、具体的な照会時期及び方法については、地方検察庁と協議の上、各庁の実情に応じ、柔軟に運用願いたい。

2 回答方法

地方検察庁は、別添1の照会書に別紙として添付されている検察審査員候補者の一覧の写しに、欠格事由に該当する前科を有するか否かを適宜記載した上、回答書の表紙を付して回答する。

回答する際の記載方法は、例えば、

- (1) 欠格事由に該当する前科を有する場合、該当する検察審査員候補者の番号欄又は備考欄に丸印を付ける。
- (2) 地方検察庁又は検察審査会事務局において、上記一覧の備考欄に「有・無」の表示を付し、欠格事由に該当する前科を有する者には「有」に、有しない者には「無」に丸印を付ける。

などが考えられるが、具体的な回答方法については、地方検察庁と協議の上、運用願いたい。

3 留意事項

協議に当たっては、以下の点に留意いただきたい。

(1) 検察審査会の新設及び廃止について

検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令が改正されたことに伴い、平成21年第1群の照会は、別添2記載の215検察審査会の事務局長が行い、同年第2群以降の照会は、別添3記載の165検察審査会の事務局長が行うことになる。

(2) 検察審査会事務局の事務の集約について

検察審査会法施行令第15条の2に基づき、検察審査会法第12条の6に関する事務（照会書の作成、照会についての問合せ対応、回答書の受領等）は、別添2及び別添3の「集約検審」欄に記載された検察審査会の事務局

(以下「集約検察審査会」という。)で行うことになるため、複数の検察審査会の前科照会についても、集約検察審査会の検察審査会事務局長名で1通の照会書で行うことになる(法務省と協議済)。

例えば、横須賀検察審査会の場合、横浜第一検察審査会事務局長が別添1の照会書を作成、押印した上、別紙として横浜第一検察審査会、横浜第二検察審査会、横浜第三検察審査会、横須賀検察審査会の検察審査員候補者一覧を添付することになる。

(3) 地方裁判所刑事訟廷事務室との連携について

前科照会に関する地方検察庁との協議は、裁判員等選任手続における裁判員候補者の欠格事由に関する照会の具体的な取扱いも併せて協議する予定となっているので、協議日程等につき、地方裁判所刑事訟廷事務室の裁判員担当者と調整されたい。

(4) 協議結果について

協議に出席した本庁検察審査会事務局長は、地方裁判所管内の他の検察審査会事務局長及び当係に協議結果等を適宜の方法で周知されたい。

平成 年 月 日

〇〇地方検察庁 御中

〇〇検察審査会事務局長 ○ ○ ○ ○

検察審査員候補者の前科について（照会）

別紙一覧表記載の検察審査員候補者が、検察審査会法第5条第2号に規定する欠格事由に該当する者であるか否かを、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇検察審査会事務局に回答してください。

(別紙) ○○検察審査会平成○○年第○群検察審査員候補者一覧

番号	氏名	生年月日	本籍	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

選定事務を行う検察審査会について
(平成20年7月15日から平成21年3月31日まで)

集約検審	処理庁数	被集約検審					
		東京第二	東京第三	東京第四	東京第五	東京第六	
東京第一	6						
八王子	1						
横浜第一	4	横浜第二	横浜第三	横須賀			
小田原	1						
さいたま第一	4	さいたま第二	川越	熊谷			
千葉第一	5	千葉第二	松戸	木更津	八日市場		
水戸	3	土浦	下妻				
宇都宮	4	大田原	栃木	足利			
前橋	3	太田	高崎				
静岡	1						
沼津	2	下田					
浜松	1						
甲府	2	都留					
長野	3	上田	佐久				
松本	3	諏訪	飯田				
新潟	5	新発田	長岡	高田	佐渡		
大阪第一	4	大阪第二	大阪第三	大阪第四			
堺	2	岸和田					
京都第一	5	京都第二	宮津	舞鶴	福知山		
神戸第一	5	神戸第二	伊丹	柏原	洲本		
姫路	2	豊岡					
奈良	3	葛城	五條				
大津	3	彦根	長浜				
和歌山	3	田辺	新宮				
名古屋第一	4	名古屋第二	一宮	半田			
岡崎	2	豊橋					
津	5	伊賀	四日市	伊勢	熊野		
岐阜	4	大垣	多治見	高山			
福井	3	武生	敦賀				
金沢	3	七尾	輪島				
富山	3	魚津	高岡				
広島第一	6	広島第二	呉	尾道	福山	三次	
山口	5	周南	萩	岩国	下関		
岡山	4	倉敷	新見	津山			
鳥取	3	倉吉	米子				
松江	4	出雲	浜田	西郷			
福岡第一	7	福岡第二	飯塚	直方	久留米	柳川	田川
小倉	1						
佐賀	3	武雄	唐津				
長崎	6	島原	佐世保	平戸	五島	厳原	
大分	5	佐伯	竹田	中津	日田		
熊本	6	玉名	山鹿	八代	人吉	天草	
鹿児島	5	名瀬	加治木	川内	鹿屋		
宮崎	4	日南	都城	延岡			
那覇	3	平良	石垣				
仙台	4	古川	石巻	気仙沼			
福島	1						
郡山	3	会津若松	いわき				
山形	4	米沢	鶴岡	酒田			
盛岡	5	二戸	遠野	宮古	一関		
秋田	5	能代	大館	横手	大曲		
青森	3	弘前	八戸				
札幌	5	岩見沢	室蘭	浦河	小樽		
函館	2	江差					
旭川	4	留萌	名寄	稚内			
釧路	4	帯広	網走	北見			
高松	3	丸亀	観音寺				
徳島	3	阿南	美馬				
高知	3	須崎	中村				
大分	5	大洲	西条	今治	宇和島		

裁判員実施支部
廃止庁 (50 検審)
増設庁 (14 検審)

選定事務を行う検察審査会について
(平成21年4月1日以降)

別添3

集約検審	処理庁数	被集約検審				
東京第一	6	東京第二	東京第三	東京第四	東京第五	東京第六
八王子	1					
横浜第一	4	横浜第二	横浜第三	横須賀		
小田原	1					
さいたま第一	4	さいたま第二	川越	熊谷		
千葉第一	5	千葉第二	松戸	木更津	八日市場	
水戸	3	土浦	下妻			
宇都宮	4	大田原	栃木	足利		
前橋	3	太田	高崎			
静岡	1					
沼津	1					
浜松	1					
甲府	1					
長野	2	上田				
松本	2	飯田				
新潟	5	新発田	長岡	高田	佐渡	
大阪第一	4	大阪第二	大阪第三	大阪第四		
堺	2	岸和田				
京都第一	4	京都第二	宮津	舞鶴		
神戸第一	3	神戸第二	伊丹			
姫路	2	豊岡				
奈良	2	葛城				
大津	3	彦根	長浜			
和歌山	2	田辺				
名古屋第一	4	名古屋第二	一宮	半田		
岡崎	2	豊橋				
津	4	伊賀	四日市	伊勢		
岐阜	3	大垣	多治見			
福井	1					
金沢	2	七尾				
富山	2	高岡				
広島第一	6	広島第二	呉	尾道	福山	三次
山口	5	周南	萩	岩国	下関	
岡山	3	倉敷	津山			
鳥取	2	米子				
松江	2	西郷				
福岡第一	5	福岡第二	飯塚	久留米	柳川	
小倉	1					
佐賀	1					
長崎	4	佐世保	五島	厳原		
大分	2	中津				
熊本	2	八代				
鹿児島	3	名瀬	鹿屋			
宮崎	3	都城	延岡			
那覇	3	平良	石垣			
仙台	2	古川				
福島	1					
郡山	3	会津若松	いわき			
山形	4	米沢	鶴岡	酒田		
盛岡	3	二戸	一関			
秋田	4	能代	大館	大曲		
青森	3	弘前	八戸			
札幌	4	岩見沢	室蘭	小樽		
函館	1					
旭川	1					
釧路	3	帯広	北見			
高松	2	丸亀				
徳島	2	美馬				
高知	1					
高松	5	大洲	西条	今治	宇和島	

平成20年8月

検察審査員等選定手続に関する事務処理マニュアル

【凡例】

法	検察審査会法
施行令	検察審査会法施行令
検審システム	検察審査員候補者名簿管理システム
(集)	集約庁 [*] （本庁又は裁判員裁判実施支部所在地の検察審査会）
(被)	被集約庁（集約庁以外の検察審査会）

※ 本庁所在地に複数の検察審査会がある場合は、第一検察審査会

— 目 次 —

1	選挙人名簿被登録者数の通知の受領	1
2	検察審査員候補者の員数の割当通知, 本籍照会	4
3	検察審査員候補者名簿の調製	7
4	検察審査員候補者に対する名簿記載通知, 質問票の送付	12
5	質問票(回答用紙)の受領と資格審査のための準備	15
6	前科照会	18
7	検察審査会による資格審査	21
8	異動通知の受領	25
9	選定期日の日程調整・立会依頼	28
10	選定期日	30
11	補充員の追加選定	33

1 選挙人名簿被登録者数の通知の受領

【参照条文】

施行令第2条

市町村の選挙管理委員会は、・・・選挙人名簿に登録されている者（以下「選挙人名簿被登録者」という。）の員数を、8月15日までに、管轄検察審査会事務局に通知しなければならない。

【事務の概要】

管内の各市町村の選挙管理委員会から各検察審査会に送付される選挙人名簿被登録者数の通知を、集約庁において一括して受領し、その員数を検審システムに入力するなど、候補者の員数割当、通知書発送の準備作業を行う。

【事務処理手順】

- ① 市町村の選挙管理委員会から送付される選挙人名簿被登録者数の通知書を受領する（集）。※1，※2
- ② 上記の通知書に集約庁の受付日付印を押す（集）。
- ③ 最高裁から送付された割当計算ツール（エクセルシート）に選挙人名簿被登録者数を入力する（集）。※3～※5
- ④ 検審システムに選挙人名簿被登録者数を入力する（集）。※3
- ⑤ ①の通知書（被集約庁分）を被集約庁に送付する（集）。
- ⑥ 同通知書（被集約庁分）を事務記録として保存する（被）。

【留意事項】

- ※1 検察審査会事務局から市町村の選挙管理委員会に対する被登録者数の照会
は行わない（裁判員関係と異なるので注意する。）。

- ※2 選挙人名簿被登録者数の通知先を集約庁としてもらうよう、予め市町村の
選挙管理委員会に依頼しておく（7月14日付け刑事局第一課長事務連絡の
（別紙2）参照）。

- ※3 平成20年は、通知された選挙人名簿被登録者数を割当計算ツールに入力
するとともに、検審システムが配布され次第、同システムにも選挙人名簿被
登録者数を入力する。これは、後に、候補者予定者名簿を検審システムに読
み込む際、同名簿に記載された候補者予定者の数が割当員数と一致している
かどうかを確認するために必要となる。
なお、平成21年以降は、割当計算ツールは用いないため、検審システム
に入力する作業のみとなる。

- ※4 平成20年に使用する割当計算ツールは、1群から4群までの選定用（存
続庁151庁、新設庁14庁に対するもの）と、1群のみの選定用（廃止庁
50庁に対するもの）の2種類がある。

- ※5 割当計算ツールへの選挙人名簿被登録者数の入力、市町村コードの順に
行う。

【Q&A】

Q 1 選挙人名簿被登録者の員数について、地裁に対する裁判員関係の回答及び検察審査会事務局に対する通知が1通の書面でなされた場合、どのように処理すればよいか。

A 1 市町村の選挙管理委員会に対しては、地裁に対する裁判員関係の回答と、検察審査会事務局に対する通知をそれぞれ行ってもらうようお願いしているところであるが、仮に1通の書面で提出された場合には、当該書面の写しを作成し、それを通知書として扱う。

Q 2 選挙人名簿被登録者数を入力した後、通知書（被集約庁分）を集約庁から被集約庁に送付するのはなぜか。

A 2 集約庁の事務官は、施行令15条の2に基づき、被集約庁の事務の補助として市町村選管からの通知を受領することができるが、その事務補助の範囲は、あくまで送付される通知書を受領で、記録の保管自体は、被集約庁が行わなければならないからである。

2 検察審査員候補者の員数の割当通知，本籍照会

【参照条文】

法第9条

検察審査会事務局長は，毎年9月1日までに，検察審査員候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て，これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

法第12条の6

検察審査会事務局長は，検察審査員候補者・・・について，第12条の3各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため，公務所・・・に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

施行令第8条の3

検察審査会事務局長は，市町村に対し，候補者について本籍を照会するときには，
・ ・ ・ 検察審査員候補者予定者名簿に付して本籍を回答するよう求めることができる。

【事務の概要】

選挙人名簿被登録者の員数を入力した割当計算ツールを利用して，各選挙管理委員会に対する割当員数の通知と市町村に対する本籍照会を兼ねた通知書（以下「割当員数通知書」【書式例1】という。）を作成して送付する。

【事務処理手順】

- ① 割当計算ツールに選挙人名簿被登録者数が全て入力されているかどうか確認する（集）。
- ② ①の確認後，被集約庁の事務局長に対し，割当計算ツールで印刷した「割当員数一覧」【書式例2】を送付するとともに，割当員数通知書作成

の準備が整った旨報告する（集）。

③ 被集約庁の事務局長は、送付された上記一覧の内容を確認の上、集約庁の事務官に対し、それに基づき、割当員数通知書の作成及び発送を行うように指示する（被）。※1

④ 集約庁の事務官は、③の指示を受けた後、自庁分（集約庁分）も含め、割当計算ツールを用いて割当員数通知書を作成し、市町村の選挙管理委員会及び市町村長あてに送付する（集）。※2，※3

被集約庁分の割当員数通知書を作成する場合には、その名義人は被集約庁の事務局長名とする。※3

【留意事項】

※1 被集約庁の事務局長は適宜の方法で③の指示を行い、集約庁の事務官はこれを記録化しておく。

※2 市町村の選挙管理委員会に対する割当員数通知と、市町村長に対する本籍照会は1通の書面で行う（名宛人も選挙管理委員会と市町村長を併記する。）。

※3 検察審査会事務局から選挙管理委員会への割当員数の通知及び公務所に対する照会は、いずれも要式行為とされていない。したがって、書面の他、メール、FAXなどの方法で行うことが考えられるところ、いずれの方法によるかについては、各検察審査会において管轄内の市町村の選挙管理委員会及び住民基本台帳担当係との間で協議の上決定する。

万一、正規の文書が必要であるとする市町村がある場合の取扱いについては、個別に最高裁に照会することとする。

【Q&A】

Q 1 市町村から、本籍照会については、割当員数通知と別の手続で行ってほしいとの要望がなされた場合、どのように対応すればよいか。

A 1 選挙管理委員会に対応する市町村としては、検察審査員候補者の本籍のみを直接回答するよりも、むしろ、選挙管理委員会が候補者予定者名簿を送付する際に、併せて本籍も付する形で一括して回答するほうが便宜であると考えたものである旨説明して理解を求めることとなる。

Q 2 被集約庁の事務局長が行う③の指示については、それを記録化しておくとのことであるが、それはなぜか。

A 2 集約庁の事務官は、施行令15条の2に基づき、被集約庁の割当員数通知に関する事務を補助することができるが、その前提として、被集約庁の事務局長の指示が必要となる。そのため、個々の割当員数通知書の作成及び発送が、被集約庁の事務局長の指示に基づくものであることを明確にする観点から、その指示をできる限り記録化しておくのが望ましいからである。

3 検察審査員候補者名簿の調製

【参照条文】

法第11条

市町村の選挙管理委員会は、・・・10月15日までに検察審査員候補者予定者名簿を管轄検察審査会事務局に送付しなければならない。

法第12条の2

検察審査会事務局長は、・・・検察審査員候補者予定者名簿の送付があったときは、・・・検察審査員候補者名簿を調製しなければならない。

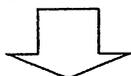
【事務の概要】

管内の選挙管理委員会から送付された候補者予定者名簿を、集約庁において一括して受理し、検審システムに読み込んで、最高裁に送付する候補者予定者名簿ファイルを作成する。市町村から候補者予定者名簿がどのような形（磁気ディスクか、紙ベースか）で提出されるのかによって、事務処理の内容が異なるので注意を要する。

なお、検審システムの操作手順については、別途送付する検審システム用のマニュアルを参照されたい。

【事務処理手順】

- ① 選挙管理委員会から送付される候補者予定者名簿を受領する（集）。
- ② 候補者予定者名簿の送付書に集約庁の受付日付印を押す（集）。

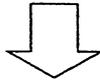


<候補者予定者名簿がすべてCD-ROM又はフロッピーディスクで提出された場合>

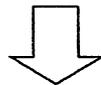
- ③-I 名簿調製プログラムで作成された候補者予定者名簿データは暗号化されているため、パスワードを入力して暗号を解除する(集)。※1
 - II 候補者予定者名簿データを検審システムに読み込む。ただし、名簿調製プログラムで作成されたデータ以外は同システムに読み込むことができない(集)。※2
 - III すべての市町村の選挙管理委員会から候補者予定者名簿が送付された後、検審システムを用いて、最高裁送付用の候補者予定者名簿ファイルを作成する(集)。
 - IV 候補者予定者名簿ファイルとともに検審システムで印刷した「割当員数一覧」(書式例2)を別添の送付書により最高裁に送付する(集)。
- ※3

<紙ベースの候補者予定者名簿が含まれている場合>

- ③-i 紙ベースの候補者予定者名簿について記載漏れ等を確認する(集)。
- ii 不備がある場合は選挙管理委員会に補正を依頼する(集)。
- iii CD-ROM又はフロッピーディスクで提出された候補者予定者名簿については、③-I~III記載の方法で最高裁送付用の候補者予定者名簿ファイルを作成する(集)。
- iv 検審システムで作成した候補者予定者名簿ファイルと紙ベースの名簿の写しとともに検審システムで印刷した「割当員数一覧」を別添の送付書により最高裁に送付する(集)。※3



最高裁において、集約庁から送付された候補者予定者名簿ファイルを検審システムに読み込み（エクセルファイルや紙ベースの名簿など、名簿調製プログラム以外で作成された名簿データについては、これを最高裁において検審システムに読み込める形式に変換した上で同システムに読み込み）、通し番号を付した候補者名簿ファイルを作成して集約庁に送付する。



- ④ 最高裁から送付された候補者名簿ファイルを検審システムに読み込む（候補者名簿の調製）（集）。
- ⑤ 検審システムを利用して、本籍情報の付された候補者名簿（被集約庁分）【書式例3】を印刷し、被集約庁に送付する（集）。

【留意事項】

※1 暗号化された候補者予定者名簿データを復元するためのパスワード（暗号鍵ファイル）は、裁判員候補者予定者名簿と同一のものを利用するので、各市町村の選挙管理委員会にあらかじめその旨を連絡し、裁判員担当係にパスワードを確認しておく。

※2 CD-ROM, フロッピーディスクで提出された場合でも、記録してある

名簿データが名簿調製プログラムで作成したものではないときは（例えば、エクセルファイルで候補者予定者名簿が作成されているような場合）、検審システムで読み込むことができない。その場合は、当該データをCD-ROMにコピーし、検審システムで作成した候補者予定者名簿ファイルと一緒に最高裁に送付する。

- ※3 送付書には、送付する名簿の種類ごとにチェックボックスが設けられているので、種類に応じてチェックを入れる。また、名簿調製プログラム以外で作成された名簿ファイルや紙ベースで提出された名簿があるときは、名簿とともに送付する割当員数一覧の市町村名の左側に、種類に応じて「○」または「×」を記載する（記載例参照）。

【Q&A】

- Q1 市町村合併により、同一市町村が複数検察審査会の管轄に属する場合、名簿調製プログラムを利用して各検察審査会に対する候補者予定者名簿を調製することは可能か。
- A1 選挙管理委員会において合併前の市町村別に選挙人名簿を管理している場合は、名簿調製プログラムを利用して候補者予定者名簿が調製されることが考えられる。
- Q2 選挙管理委員会から候補者予定者名簿がMOディスクに記録されて提出された場合、どのように処理すればよいか。
- A2 MOディスクで提出された場合は、速やかに最高裁に連絡した上で、それを送付する。最高裁において、MOディスクに記録された電子デー

タを、CD-ROM又はフロッピーディスクに記録して返送する。その後の事務は、選挙管理委員会からCD-ROM又はフロッピーディスクが提出された場合と同様に処理することとなる。

4 検察審査員候補者に対する名簿記載通知，質問票の送付

【参照条文】

法第12条の2

3 検察審査会事務局長は，検察審査員候補者名簿に記載をされた者にその旨を通知しなければならない。

法第12条の3

検察審査会事務局長は，検察審査員候補者について，次に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査しなければならない。

- 一 第5条各号に掲げる者であること。
- 二 第6条各号に掲げる者であること。
- 三 第8条各号に掲げる者であること。

法第12条の4

検察審査会事務局長は，前条各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため，検察審査員候補者に対し，質問票を用いて必要な質問をすることができる。

施行令第8条の2

法第12条の2第3項の規定による通知に係る書類及び法第12条の4に規定する質問票には，第1条第2項又は第3項の規定にかかわらず，押印しないことができる。

【事務の概要】

候補者に対する名簿記載通知書（全群）及び質問票（第1群）の発送作業については，アウトソーサーが行う。第2群から第4群の質問票については，アウトソーサーから集約庁に送付されるので，集約庁において各群ごとに決められた送付時期に候補者に発送する。

【事務処理手順】

- 11月上旬に、名簿記載通知書及び質問票を作成するためのデータをアウトソーサーに送付する（最高裁）。
- 11月下旬に、名簿記載通知書（全群）及び質問票（第1群）を候補者へ送付する（アウトソーサー）。※1，※2
- 集約庁に質問票（第2群から第4群）を送付する（アウトソーサー）。



- ① 第2群から第4群の候補者に送付する質問票をアウトソーサーから受領して送付時期まで保管する（集）。
- ② 第2群から第4群の候補者に対し、それぞれ2月，5月，8月の初めに、質問票を送付する（集）。※3

【留意事項】

※1 名簿記載通知書の発送予定日については、最高裁から集約庁に連絡する。

※2 第1群の候補者に対する名簿記載通知書には、質問票，リーフレット，返信用封筒（料金受取人払）が同封される。他方，第2群から第4群の候補者に対する名簿記載通知書には、リーフレットのみが同封される。

※3 第2群から第4群の候補者に対する質問票については、返信用封筒とともに封入・封緘された状態でアウトソーサーから送付されるので、集約庁は、

各群ごとに決められた送付時期にそのまま投函すればよい。

なお、平成21年第2群から第4群の候補者に対する質問票の作成日付は、それぞれ2月2日付け、5月1日付け、8月3日付けとし、第1群に対するものと同様、質問票受領後、1週間以内に返送するように記載する予定である。

【Q&A】

Q1 第2群から第4群の候補者に対して、第1群の候補者と異なる時期に質問票を送付することとしたのはなぜか。

A1 質問票の送付時期をできる限り選定日に近づけることによって、辞退事由の有無などについて、各群の候補者に最新の事情を回答してもらうためである。

5 質問票（回答用紙）の受領と資格審査のための準備

【参照条文】

法第12条の3

検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査しなければならない。

- 一 第5条各号に掲げる者であること。
- 二 第6条各号に掲げる者であること。
- 三 第8条各号に掲げる者であること。

法第12条の4

検察審査会事務局長は、前条各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、検察審査員候補者に対し、質問票を用いて必要な質問をすることができる。

法第12条の5

・・・通知を受けた検察審査員候補者のうち、第8条第1号から第8号までに掲げる者又は同条第9号に規定する事由に該当する者は、・・・辞退の申出をすることができる。

施行令第8条の5

法第12条の5に規定する申出は、書面でしなければならない。

【事務の概要】

集約庁は、候補者から返送された質問票（回答用紙）及び疎明資料を受領し、質問票（回答用紙）に記載された情報（欠格事由、就職禁止事由、辞退申出、住所・氏名変更）を検審システムに入力する。その上で、被集約庁に対し、検審システムによって出力される資格審査リスト【書式例4】を質問票（回答用紙）、疎明資料及び前科照会回答書の写しとともに送付する。

【事務処理手順】

- ① 候補者から返送された質問票（回答用紙）及び疎明資料を受領する（集）。
 - ② 質問票（回答用紙）に集約庁の受付日付印を押印する（集）。
（裁判所の受理日に同じ）
 - ③ 質問票（回答用紙）を檢察審査会ごとに分類し、通数を確認する（集）。
- ※1
- ④ 質問票（回答用紙）に、欠格事由、就職禁止事由があるとの記載があったり、辞退申出がなされている場合は、その情報を検審システムに入力し（住所、氏名の変更があった場合も同様）、同システムを利用して、資格審査を行う際に使用する資格審査リストを印刷する（集）。
 - ⑤ 資格審査リストを、質問票（回答用紙）、疎明資料及び前科照会回答書の写し（詳細は「6 前科照会」を参照）とともに被集約庁へ送付する（郵送する場合は書留郵便を利用する。）（集）。※2
 - ⑥ 集約庁から送付された質問票等は、被集約庁において保管する（被）。

【留意事項】

- ※1 候補者からの質問票（回答用紙）は、料金受取人払で返送してもらうため、地裁会計において、毎月郵便局に1か月分の料金を支払うことになる。そこで、檢察審査会事務局においては、実際に返送された質問票（回答用紙）の通数を確認しておく必要がある。
- ※2 集約庁では、被集約庁における資格審査を行う会議の日程を確認した上で、その日程に間に合うように資格審査リスト、質問票（回答用紙）、疎明資料及び前科照会回答書の写しを送付する。

【Q&A】

Q 1 集約庁が，被集約庁に質問票等を送付する際に，候補者の資格に関し，集約庁の事務局としての意見を付すことは許されるか。

A 1 資格審査の主体は，あくまで被集約庁の検察審査会であるが，集約庁の事務局において，参考意見を付すことは差し支えない。

6 前科照会

【参照条文】

法第12条の6

検察審査会事務局長は、検察審査員候補者・・・について、第12条の3各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

法第12条の3

検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査しなければならない。

- 一 第5条各号に掲げる者であること。

法第5条

次に掲げる者は、検察審査員となることができない。

- 二 1年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者

【事務の概要】

集約庁において、検審システムを利用して前科照会書【書式例5】及び候補者一覧【書式例6】を作成し、地方検察庁（本庁）に送付する。その後、検察庁からの回答を検審システムに入力し、前科照会回答書の写しを、資格審査リスト、質問票（回答用紙）及び疎明資料とともに被集約庁に送付する。

【事務処理手順】

- ① 検審システムを利用して、前科照会書（集約庁事務局長名義のもの1通）及び候補者一覧（集約庁及び被集約庁分）を印刷する（集）。※1
- ② 前科照会書及び候補者一覧（集約庁及び被集約庁分）を地方検察庁（本庁）

に送付する（集）。※2，※3

- ③ 地方検察庁（本庁）から前科照会回答書を受領する（集）。
- ④ 前科照会回答書に集約庁の受付日付印を押す（集）。
- ⑤ 前科照会に対する回答結果を確認し、該当があるとの記載があった場合は、その情報を検審システムに入力し、資格審査リストを印刷する（集）。
- ⑥ 前科照会回答書の写し（候補者一覧については、当該被集約庁分を添付すれば足りる。）を、資格審査リスト、質問票（回答用紙）及び疎明資料とともに被集約庁に送付する（集）。
- ⑦ 集約庁において、前科照会回答書を保管する（集）。

【留意事項】

- ※1 前科照会書は集約庁の事務局長名義のものを1通作成し、別紙として、集約庁分及び被集約庁分の候補者一覧を添付する形とする（この取扱いについては法務省と協議済みであり、同省から各地方検察庁に対して、この取扱いが周知されている。）。
- ※2 照会時期は、資格審査を行う審査会議の日程、地方検察庁における事務処理に要する期間（おおむね2～3週間程度が目安）を考慮して決定する。具体的な照会時期や回答期限については、各集約庁において対応する地方検察庁と協議の上、決定する。
- ※3 前科照会書の送付先は地方検察庁の本庁となる。裁判員裁判実施支部所在地の検察審査会については、対応する地方検察庁の支部に送付しないように注意する（例えば、小田原検審は、横浜地検小田原支部ではなく、横浜地検

本庁に前科照会書を送付することになる。)

なお、郵送する場合は、必ず書留郵便を利用する。

【Q&A】

Q 1 質問票に対する回答等で「前科」の欠格事由があるとの記載がされている場合でも、前科照会が必要か。

A 1 欠格事由については、本人の申告だけでは正確な情報を確認できないので、質問票等の資料から判明した場合であっても、検察庁に対する照会を行うのが相当である。

7 検察審査会による資格審査

【参照条文】

法第12条の7

検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するときは、政令で定めるところにより、当該検察審査員候補者を検察審査員候補者名簿から削除しなければならない。

二 検察審査会が第12条の3各号に掲げる事由に該当する旨の判断をしたとき。

法第12条の3

検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査しなければならない。

- 一 第5条各号に掲げる者であること。
- 二 第6条各号に掲げる者であること。
- 三 第8条各号に掲げる者であること。

【事務の概要】

資格審査リスト、質問票（回答用紙）、疎明資料及び前科照会回答書の写しの内容を確認した上で、審査会議に諮り、その結果を検審システムに入力し、法5条、6条又は8条に該当する者を選定の対象から除外する。

被集約庁においては、集約庁から送付された資格審査リスト、質問票（回答用紙）、疎明資料及び前科照会回答書の写しの内容を確認した上で、審査会議に諮り、その結果を集約庁に報告する。集約庁は、報告の内容を検審システムに入力し、法5条、6条又は8条に該当する者を選定の対象から除外する。

【事務処理手順】

[集約庁における資格審査について]

- ① 資格審査リスト，質問票（回答用紙），疎明資料及び前科照会回答書の写しの内容を確認する（集）。
- ② 審査会議に諮り，審査結果を会議録に記載する（集）。※1
- ③ 審査会議の結果を検査システムに入力し，法5条，6条又は8条に該当する者を選定の対象から除外する（集）。

〔被集約庁における資格審査について〕

- ① 集約庁から送付された資格審査リスト，質問票（回答用紙），疎明資料及び前科照会回答書の写しの内容を確認する（被）。
- ② 審査会議に諮り，審査結果を会議録に記載する（被）。※1
- ③ 審査会議の結果を集約庁に報告する（被）。
- ④ 審査会議の結果を検査システムに入力し，法5条，6条または8条に該当する者を選定の対象から除外する（集）。

【留意事項】

※1 会議録の記載方法については，資格審査リストを別紙として添付し，会議録の本文に「別紙資格審査リストのとおり確認，承認した。」と記載する方法が考えられる。

【Q&A】

Q1 資格審査を行う会議において，質問票（回答用紙），疎明資料，前科照会回答書の写しを検査審査員等に見せることは，個人情報保護の観点から問題はないか。

A 1 通常は、事務局長が資格審査資料の記載内容を適宜説明することで足り、資料自体を検察審査員等に直接見せる必要はない。もつとも、資格審査の判断主体は検察審査会であることから、検察審査員から希望があれば、資料を見せなければならない。その場合には、検察審査員等には守秘義務が課せられており、資料の内容については口外しないように改めて説明する。

Q 2 資格審査の判断を、検察審査会長、検察審査会事務局長又は選定立会者（検察官及び裁判官）に委任することはできないか。また、小委員会での判断はできないか。

A 2 法令上は、資格審査の判断主体は検察審査会であるとされていることから、これを会長、事務局長又は選定立会者に委任したり、小委員会の判断で行うことはできないと解される。

Q 3 選定期限までに資格審査を行う会議が開催できない場合はどうすればよいのか。

A 3 選定前辞退制度などを新設した改正法の趣旨からすれば、資格審査を行わないまま選定を行うのは相当ではない。資格審査を行う会議が選定期限までに開催できなかった場合でも、なるべく早期に資格審査を行う会議を開催した上で選定を行う。

Q 4 疎明資料について、どの程度要求すべきか。

A 4 診断書等の正式な資料を求める必要はない。通常は、本人の手元にあると考えられる学生証、母子手帳、障害者手帳、介護機関の領収書等、医療費の内容がわかる領収書の写しなど、比較的簡単に提出できるようなものがあげられる。

また、やむを得ない事由の関係では、質問票（回答用紙）に、相当程度具体的な事情が記載されていれば足りると考えられる（検察審査会がやむを得ないと判断できる程度の事情が記載されていればよい。）。

事務局から疎明資料の追完を求めることは、基本的に想定していない。

Q 5 質問票（回答用紙）の記載が不十分である場合、電話で候補者から事情を聴取することは許されるか。

A 5 基本的には質問票（回答用紙）の記載で判断を行うが、若干補充すれば、辞退が認められる可能性が高いような場合については、電話で事情を聴取することもあり得る。その場合は、適宜電話聴取書を作成し、書面化しておくのが相当である。

Q 6 電話による辞退の申し出があった場合、どのように対応すべきか。

A 6 辞退の申し出は書面でしなければならない（施行令第8条の5）とされていることから、書面を提出するように説明する。ただし、書面の提出を待っていては、審査会議に間に合わないなど、急を要するときには、例外的に電話聴取書を作成することにより口頭の申し出を正式の辞退申し出として扱って差し支えない。

8 異動通知の受領

【参照条文】

法第12条

市町村の選挙管理委員会は、第10条第1項の規定により選定した検察審査員候補者の予定者について、死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなったことを知ったときは、前条の規定により検察審査員候補者予定者名簿を送付した検察審査会事務局にその旨を通知しなければならない。ただし、当該検察審査員候補者の予定者が属する群の検察審査員の任期が終了したときは、この限りでない。

法第12条の7

検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するときは、政令で定めるところにより、当該検察審査員候補者を検察審査員候補者名簿から削除しなければならない。

- 一 死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなったことを検察審査会が知ったとき。

【事務の概要】

検察審査員候補者が死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなったことについての通知書は、管内の各市町村の選挙管理委員会から集約庁に送付される。送付を受けた集約庁は、検審システムを用いて、該当者を候補者名簿から削除する作業を行う。

なお、事務局が、上記通知によることなく、自ら検察審査員候補者の死亡や選挙権の喪失を知った場合も、検審システムを用いて該当者を候補者名簿から削除する作業を行う（被集約庁の事務局が知った場合には、その旨を集約庁の事務官に連絡し、該当者を候補者名簿から削除するよう指示する。）。

【事務処理手順】

[集約庁の候補者について異動通知があった場合]

- ① 選挙管理委員会から異動通知書が送付された場合、それを受領する（集）。
- ※1
- ② 通知書に集約庁の受付日付印を押す（集）。
 - ③ 検審システムを用いて、該当者を候補者名簿から削除する（集）。

[被集約庁の候補者について異動通知があった場合]

- ① 選挙管理委員会から異動通知書が送付された場合、それを受領する（集）。
- ※1
- ② 通知書に集約庁の受付日付印を押す（集）。
 - ③ 集約庁の事務官は、被集約庁の事務局長に通知書が送られてきたことを報告するとともに、該当者について候補者名簿から削除してよいかを確認する（集）。※2
 - ④ 被集約庁の事務局長は、集約庁の事務官に対し、候補者名簿から削除するように指示をする（被）。※3
 - ⑤ 検審システムを用いて、該当者を候補者名簿から削除する（集）。

【留意事項】

- ※1 従来は、候補者の資格異動が判明した場合は、選挙管理委員会に連絡して異動通知を行ってもらっていたが、法12条の7の規定が設けられたことにより、検察審査会が当該事実を知ったときには選挙管理委員会からの通知を要することなく該当者を候補者名簿から削除することになる。

※2 異動通知に基づき削除を行う場合は、検察審査会の判断による必要はない。

※3 被集約庁の事務局長は適宜の方法で④の指示を行い、集約庁の事務官はこれを記録化しておく。

【Q&A】

Q1 選挙管理委員会から候補者予定者名簿が送られた後、最高裁への候補者予定者名簿ファイル送付前に、何らかの事情で候補者予定者が死亡した事実を知った場合は、どのようにすればよいか。

A1 候補者予定者名簿から死亡者を削除することは、法律上もシステム上も想定されていないため、そのまま候補者予定者名簿ファイルを最高裁に送り、後日、最高裁から返送される候補者名簿ファイルから削除する。
もともと、名簿記載通知書等を発送する関係で、最高裁において死亡の事実を把握しておく必要があることから、最高裁に候補者予定者名簿ファイルを送付する際には、その事実を適宜の方法で知らせることとする。

9 選定期日の日程調整・立会依頼

【参照条文】

法第13条

検察審査会事務局長は、毎年12月28日までに第一群検察審査員候補者の中から各5人の、3月31日までに第2群検察審査員候補者の中から各6人の、6月30日までに第3群検察審査員候補者の中から各5人の、9月30日までに第4群検察審査員候補者の中から各6人の検察審査員及び補充員をくじで選定しなければならない。

2 前項のくじは、地方裁判所の判事及び地方検察庁の検事各1人の立会いをもってこれを行わなければならない。(以下略)

【事務の概要】

集約庁は、被集約庁、地方裁判所及び地方検察庁との間で選定期日の日程を調整した上で、地方裁判所及び地方検察庁に対し選定期日立会依頼書【書式例7】を送付する。

【事務処理手順】

- ① 被集約庁、地方裁判所及び地方検察庁と日程調整をして選定期日を決定する(集)。※1, ※2
- ② 被集約庁に選定期日を連絡する(集)。
- ③ 被集約庁の事務局長は、集約庁の事務官に対し、決定した期日に選定を行うように指示する(被)。※3
- ④ 検審システムを利用して選定期日立会依頼書を印刷する(集)。※4
- ⑤ 選定期日立会依頼書を地方裁判所及び地方検察庁に送付する(集)。

【留意事項】

- ※1 資格審査を行う会議期日や選定期日の確認・調整については、遅くとも選定期限の1か月半くらい前までに行っておくのが望ましい（被集約庁，地方裁判所及び地方検察庁との間で，予め1年分の日程を調整するなどの運用も考えられる。）。

- ※2 八王子，小田原，沼津，浜松，松本，堺，姫路，岡崎，小倉及び郡山の各検察審査会については，対応する地方裁判所支部及び地方検察庁支部と選定期日を調整し，選定期日立会依頼書を送付することになる。

- ※3 被集約庁の事務局長は適宜の方法で③の指示を行い，集約庁の事務官はこれを記録化しておく。

- ※4 選定期日への立会依頼は，要式行為とされていないので，適宜の方法で行うことができる。したがって，実際に選定事務を行う集約庁の事務局長名義の書面1通を送付すれば足りると考えられる。

10 選定期日

【参照条文】

法第13条

検察審査会事務局長は、毎年12月28日までに第1群検察審査員候補者の中から各5人の、3月31日までに第2群検察審査員候補者の中から各6人の、6月30日までに第3群検察審査員候補者の中から各5人の、9月30日までに第4群検察審査員候補者の中から各6人の検察審査員及び補充員をくじで選定しなければならない。

2 前項のくじは、地方裁判所の判事及び地方検察庁の検事各1人の立会いをもってこれを行わなければならない。この場合において、立会いをした者は、検察審査員及び補充員の選定の証明をしなければならない。

施行令第10条

法第13条第1項の規定により検察審査員及び補充員を選定するには、検察審査員、補充員の順に行わなければならない。

施行令第11条

検察審査会事務局長は、検察審査員及び補充員を選定したときは、選定録を作り、かつ、別記第3様式によって検察審査員及び補充員名簿を調製しなければならない。

2 検察審査員及び補充員名簿は、磁気ディスクをもって調製することができる。

【事務の概要】

集約庁の事務担当者は、検審システムを用いてくじを行い、検察審査員及び補充員名簿、選定録を印刷し、内容を確認する。選定録については立会人に内容を確認してもらった上で署名押印してもらう。検察審査員及び補充員名簿、選定録を被集約庁に送付し、被集約庁の事務局長は選定結果を確認する。

【事務処理手順】

- ① 検審システムから立会人用の候補者リスト【書式例8】を印刷する(集)。
- ② 候補者リストを立会人に交付する(集)。
- ③ 検審システムを用いて各検審ごとにくじを実施する(集)。
- ④ 立会人に検審システムの画面でくじの結果を確認してもらう(集)。
- ⑤ 検審システムを用いて選定録【書式例9】を印刷する(集)。
- ⑥ 立会人に選定録に署名押印してもらう(集)。
- ⑦ 検審システムを用いて検察審査員及び補充員名簿【書式例10】、選定通知及び招集状【書式例11】を印刷する(集)。
- ⑧ 集約庁の事務局長は、選定録(集約庁分)に押印する。
- ⑨ 被集約庁分の選定録、検察審査員及び補充員名簿、選定通知及び招集状を被集約庁に送付する(集)。※1
- ⑩ 被集約庁の事務局長は、選定録の内容を確認した上で、選定録に押印する(被)。
- ⑪ 選定録、検察審査員及び補充員名簿を事務記録として保存する(集、被)。

【留意事項】

※1 検審システムで印刷した選定通知及び招集状の作成名義人(検察審査会長名となる。)、作成年月日、招集日時は空欄となっているので、被集約庁分については、送付を受けた被集約庁で記入する。

【Q&A】

Q1 選定を会議室以外の場所で行ってもよいか。

A1 選定を行う場所については法令上何ら定めがないことから、検察審査

会事務局の事務室で選定を行って差し支えない。

Q 2 選定通知及び招集状は自庁（被集約庁）で作成してもよいか。

A 2 検審システムを利用せず，自庁で作成して差し支えない。

1 1 補充員の追加選定

【参照条文】

法第18条の2

検察審査会長は、・・・必要と認める員数の補充員（以下この条において「追加補充員」という。）を選定することができる。

2 前項の規定による選定は、・・・検察審査会事務局長がくじで行う。

3 （略）

4 第13条第2項の規定は追加補充員の選定に係る第2項のくじについて、・・・準用する。（以下略）

施行令第11条の2

法第18条の2第2項の規定による追加補充員の選定は、各群における検察審査員及び補充員の任期並びにその欠けた数を考慮して、適時に行わなければならない。

【事務の概要】

補充員の追加選定を行うかどうかは検察審査会長の判断である。検察審査会長が補充員の追加選定を決めた場合には通常の選定と同様の手続を行う。

被集約庁の検察審査会長が補充員の追加選定が必要であると判断した場合には、集約庁にその員数及び次回の会議期日を連絡し、集約庁において通常の選定と同様の手続を行う。

【事務処理手順】

[集約庁の会長が補充員の追加選定を決めた場合]

① 検察審査会長が必要な員数の補充員の追加選定を決定する（集）。

※1, ※2

② その後は、通常の選定と同様の手続を行う（集）。

[被集約庁の会長が補充員の追加選定を決めた場合]

① 検察審査会長が必要な員数の補充員の追加選定を決定する（被）。

※1, ※2

② 集約庁に、必要な員数及び次回の会議期日を連絡する（被）。

③ その後は、通常の選定と同様の手続を行う（集）。

【留意事項】

※1 補充員を追加選定できるのは、平成21年5月21日からである。

※2 補充員の追加選定を行うかどうかについては、あくまで検察審査会長の判断であるが、一応の目安としては、検察審査員及び補充員の総数に平均出頭率（約7割）を乗じた数が11に満たない場合（検察審査員及び補充員の総数が15人以下となった場合）に実施することが考えられる。

【Q&A】

Q1 補充員の追加選定の場合に、改めて資格調査が必要か。

A1 欠格事由、就職禁止事由、辞退事由についての資格調査については、各群の任期に応じた時期に、質問票を送付して事情を把握しているので、補充員の追加選定にあたって改めて調査を行う必要はない。

Q2 各群の任期開始後、会長が互選されるまでの間に補充員を追加選定する必要が生じた場合、必要な補充員の追加選定は局長が行うことが可能

か。

A 2 会長が互選されるまでは局長が会長の職務を行うとされている（法15条1項後段）ので、各群の任期開始後、会長が互選されるまでの間に補充員を追加選定する必要がある場合には、局長が必要な補充員を追加選定するかどうかの判断を行うこととなる。

【書式例 1】

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇選挙管理委員会 御中

〇〇市長 殿

〇〇検察審査会事務局長 ○ ○ ○ ○

検察審査員候補者の割当員数等について

検察審査会法第9条第1項に基づき、貴市区町村に対する平成〇〇年検察審査員候補者の員数を下記のとおり割り当てましたので通知します。

また、併せて、検察審査員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条の6及び検察審査会法施行令第8条の3に基づいて照会します。

については、10月15日までに上記名簿に本籍を付して、〇〇検察審査会事務局に送付してください（同法第11条、同施行令第15条の2）。

記

割当員数	第1群	〇人
	第2群	〇人
	第3群	〇人
	第4群	〇人
		合計〇人

【書式例 3】

(被集約庁用)

〇〇検察審査会平成〇年第〇群検察審査員候補者名簿

番号	氏名	生年月日	住所	本籍
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

【書式例5】

平成 年 月 日

〇〇地方検察庁 御中

〇〇検察審査会事務局長 ○ ○ ○ ○

検察審査員候補者の前科について（照会）

別紙一覧記載の検察審査員候補者が、検察審査会法第5条第2号に規定する欠格事由に該当する者であるか否かを、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇検察審査会事務局に回答してください。

【書式例6】

(別紙) ○○検察審査会平成○○年第○群検察審査員候補者一覧

番号	氏名	生年月日	本籍	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

【書式例7・裁判所用】

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所 御中

〇〇検察審査会事務局長 ○ ○ ○ ○

検察審査員等の選定の立会人の派遣について（依頼）

平成〇〇年第〇群〇〇〇〇の選定を下記により行いますから、立会人として判事
1人を派遣してください。

記

- 1 日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 午 〇〇時〇〇分
- 2 場所 〇〇検察審査会事務局

【書式例 7・検察庁用】

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方検察庁 御中

〇〇検察審査会事務局長 ○ ○ ○ ○

検察審査員等の選定の立会人の派遣について（依頼）

平成〇〇年第〇群〇〇〇〇の選定を下記により行いますから、立会人として検事
1人を派遣してください。

記

- 1 日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 午 〇〇時〇〇分
- 2 場所 〇〇検察審査会事務局

【書式例11】

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇 殿

〇〇検察審査会長 〇 〇 〇 〇

選定通知及び招集状

あなたは、平成〇〇年第〇群の検察審査員候補者の中から、裁判所の判事及び検察庁の検事立会いのもとで厳正な抽選を行いましたところ、〇〇〇〇に選定されたのでお知らせいたします。

つきましては、平成 年 月 日 午 時 分から検察審査会議を開きますので、当検察審査会に御出席ください。

※ 検察審査会の制度等については、先にお送りしましたリーフレット等で御承知のこととは存じますが、より詳しく説明した「検察審査会ハンドブック」を同封いたしますので、御覧ください。

皆様方は、社会や家庭などにおかれまして、日々、重要な役割を担われ、お忙しいこととは存じますが、検察審査会制度を御理解の上、御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 注意) 1 当日は、本書面と認印（スタンプ式は不可）を御持参ください。
2 正当な理由がなくこの招集に応じないときは、法律により過料に処せられる場合があります。

検察審査会事務局（検察審査員又は補充員お問い合わせ窓口）

（所在地）

（電話番号）

(別添)

送 付 書	
送 付 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
送 付 者	〇〇検察審査会事務局長 ○ ○ ○ ○
送 付 先	最高裁判所事務総局刑事局第一課検察審査会係
件 名	平成〇〇年〇〇検察審査会検察審査員候補者予定者名簿
送付内容 (以下の□にレを入れたもの)	
<input type="checkbox"/> 検審システムで作成した名簿ファイル	
<input type="checkbox"/> 市町村において名簿調製プログラム以外 (エクセルなど) で作成された名簿ファイル (別添割当員数一覧の市町村名に×を付したもの)	
<input type="checkbox"/> 市町村から紙ベースで提出された名簿 (別添割当員数一覧の市町村名に○を付したもの)	
送付枚数	CD-ROM 枚
	フロッピーディスク 枚
	書面 (送付書, 割当員数一覧除く) 枚

(記載例)

送 付 書	
送 付 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
送 付 者	〇〇検察審査会事務局長 ○ ○ ○ ○
送 付 先	最高裁判所事務総局刑事局第一課検察審査会係
件 名	平成〇〇年〇〇検察審査会検察審査員候補者予定者名簿
送付内容 (以下の□にレを入れたもの)	
<input checked="" type="checkbox"/> 検審システムで作成した名簿ファイル	
<input type="checkbox"/> 市町村において名簿調製プログラム以外 (エクセルなど) で作成された名簿ファイル (別添割当員数一覧の市町村名に×を付したもの)	
<input checked="" type="checkbox"/> 市町村から紙ベースで提出された名簿 (別添割当員数一覧の市町村名に○を付したもの)	
送付枚数	CD-ROM 1 枚
	フロッピーディスク 枚
	書面 (送付書, 割当員数一覧除く) 4 枚

〇〇検察審査会 平成〇〇年検察審査員候補者割当一覧

市町村	選挙人名簿被登録者数	第1群	第2群	第3群	第4群	合計
〇市〇町	××××	×	×	×	×	××
〇市□町	×××××	××	××	××	××	×××
〇〇市△町	×××	×	×	×	×	××
〇市×町	×××	×	×	×	×	××
合計	×××××	100	100	100	100	400

平成20年7月14日

検察審査会事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第一課長 伊藤 雅人

検察審査会法施行令第15条の2に規定する最高裁判所の指
定する検察審査会及び事務について（事務連絡）

標記の検察審査会及び事務について、本日付けで最高裁判第一第001071号刑事局長
依命通達「検察審査会法施行令第15条の2に規定する最高裁判所の指定する検察
審査会及び事務について」が発出されました。

この依命通達は、検察審査会法施行令の一部改正により、最高裁判所の指定する
検察審査会（以下「被集約庁」という。）の検察審査会事務局長が、同一の地方裁
判所の管轄区域内にある他の検察審査会（以下「集約庁」という。）であって、最
高裁判所の指定するものの検察審査会事務官に、最高裁判所の指定する事務を補助
させることができる旨の規定が設けられたことから、その検察審査会及び事務につ
いて定めたものです。

ついては、集約庁の検察審査会事務官に被集約庁の検察審査会の事務を補助させ
る場合の取扱いを下記のとおりとしましたので、これによってください。

なお、集約庁の検察審査会事務官が行うのは被集約庁の検察審査会の事務の補助
であって、被集約庁の検察審査会事務局長の権限が委任されるものではありません
ので御留意ください（例えば、書面等の作成を補助する場合には、当該書面の名義
は被集約庁の検察審査会事務局長となります。）。

おって、地方裁判所事務局長には、この事務連絡の趣旨を別途通知しました。

記

- 1 被集約庁の検察審査会事務局長は、補助させる事務を明確にするため、その範

困等を記載した書面（別紙1参照）を集約庁の検察審査会事務局長に交付する。

なお、同書面は、今回一度作成、交付すれば足り、今後は、補助させる事務の範囲に変更がない限り、改めて作成、交付する必要はない。

- 2 被集約庁の検察審査会事務局長は、集約庁の検察審査会事務官に対し、補助をさせる事務について、必要に応じて適宜の方法で具体的に指示する。
- 3 集約庁の検察審査会事務官は、被集約庁の検察審査会事務局長に対し、補助をした事務について、その進捗状況等を適宜の方法で報告する。
- 4 選挙管理委員会及び市区町村長に対しては、被集約庁の検察審査会事務局長から集約後の事務の取扱いに関する書面（別紙2参照）を送付して協力を依頼する。

なお、検察庁に対しても同様の書面を送付して前科照会に関する事務について協力を求めることとなるが、これについては、別途連絡する。

(別紙1)

平成20年〇月〇〇日

〇〇検察審査会事務局長 殿

□□検察審査会事務局長 ○ ○ ○ ○ 印

検察審査会法施行令第15条の2に規定する最高裁判所の指
定する事務について

標記の規定により、貴検察審査会の検察審査会事務官に、7月14日付け最高裁
刑一第001071号刑事局長依命通達「検察審査会法施行令第15条の2に規定する最
高裁判所の指定する検察審査会及び事務について」記2に記載された事務を補助さ
せることとしましたので、貴検察審査会の検察審査会事務官に指示してください。

(別紙2)

平成20年〇月〇〇日

〇〇市選挙管理委員会 御中

〇〇市区町村長 殿

□□検察審査会事務局長 ○ ○ ○ ○ 印

検察審査会法施行令第15条の2に規定する最高裁判所の指
定する事務について

標記の規定に基づき、●●検察審査会の検察審査会事務官に対して、当検察審査会の事務を補助させることとしましたのでお知らせします。

つきましては、選挙人名簿被登録者数の通知（検察審査会法施行令第2条）、検察審査員候補者予定者名簿の送付（検察審査会法第11条）、検察審査員候補者の本籍の照会に対する回答（検察審査会法施行令第8条の3）、検察審査員候補者予定者の死亡又は選挙権喪失の通知（検察審査会法第12条）は、●●検察審査会事務局あてに行っていただくようお願いいたします。

検察審査会法施行令第15条の2に規定する最高裁判所の指定する検察審査会及び事務について

平成20年7月14日刑一第001071号検察
審査会事務局長あて刑事局長依命通達

改正 平成21年3月23日刑一第000415号

標記の検察審査会及び事務について下記のとおり定めましたので、これによつてくださ

い。

なお、地方裁判所長には、この依命通達の趣旨を別途通知しました。

記

- 1 検察審査会法施行令（昭和23年政令第354号。以下「施行令」という。）第15条の2に規定する最高裁判所の指定する検察審査会は、別表の左欄に掲げる検察審査会とし、同条に規定する同一の地方裁判所の管轄区域内にある他の検察審査会であつて、最高裁判所の指定するものは、同表の右欄に掲げる検察審査会とする。
- 2 施行令第15条の2に規定する最高裁判所の指定する事務は、次のとおりとする。
 - (1) 検察審査会法（昭和23年法律第147号。以下「法」という。）第9条の規定による検察審査員候補者の員数の割当て及びその通知に関する事務
 - (2) 法第11条の規定により送付された検察審査員候補者予定者名簿の受領に関する事務
 - (3) 法第12条の規定による検察審査員候補者の予定者が死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなったことの通知の受領に関する事務
 - (4) 法第12条の2の規定による検察審査員候補者名簿の調製及び検察審査員候補者名簿に記載をされた旨の通知に関する事務
 - (5) 法第12条の3の規定による検察審査会の判断に資する事情の調査に関する事務
 - (6) 法第12条の4の規定による質問に関する事務
 - (7) 法第12条の6及び施行令第8条の3の規定による照会に関する事務
 - (8) 法第12条の7及び施行令第9条の規定による検察審査員候補者名簿からの消除に関する事務
 - (9) 法第13条の規定による検察審査員及び補充員の選定に関する事務
 - (10) 法第18条の2の規定による追加補充員の選定に関する事務
 - (11) 施行令第2条の規定による選挙人名簿被登録者の員数の通知の受領に関する事務
 - (12) 施行令第8条の4の規定による資料の提出の求めに関する事務
 - (13) 施行令第11条の規定による選定録の作成並びに検察審査員及び補充員名簿の調製に関する事務
 - (14) (1)から(13)までに掲げる事務に付随する事務

付記

この通達は、平成20年7月15日から実施する。

付記（平21.3.23刑一第000415号）

この通達は、平成21年4月1日から実施する。

(別表)

最高裁判所の指定する検察審査会	同一の地方裁判所の管轄区域内にある他の検察審査会であって、最高裁判所の指定するもの
東京第二検察審査会 東京第三検察審査会 東京第四検察審査会 東京第五検察審査会 東京第六検察審査会	東京第一検察審査会
横浜第二検察審査会 横浜第三検察審査会 横須賀検察審査会	横浜第一検察審査会
さいたま第二検察審査会 川越検察審査会 熊谷検察審査会	さいたま第一検察審査会
千葉第二検察審査会 松戸検察審査会 木更津検察審査会 八日市場検察審査会	千葉第一検察審査会
土浦検察審査会 下妻検察審査会	水戸検察審査会
大田原検察審査会 栃木検察審査会 足利検察審査会	宇都宮検察審査会
太田検察審査会 高崎検察審査会	前橋検察審査会
上田検察審査会	長野検察審査会
飯田検察審査会	松本検察審査会
新発田検察審査会 長岡検察審査会 高田検察審査会 佐渡検察審査会	新潟検察審査会
大阪第二検察審査会 大阪第三検察審査会 大阪第四検察審査会	大阪第一検察審査会
岸和田検察審査会	堺検察審査会
京都第二検察審査会 官津検察審査会	京都第一検察審査会

舞鶴檢察審査会	
神戸第二檢察審査会 伊丹檢察審査会	神戸第一檢察審査会
豊岡檢察審査会	姫路檢察審査会
葛城檢察審査会	奈良檢察審査会
彦根檢察審査会 長浜檢察審査会	大津檢察審査会
田辺檢察審査会	和歌山檢察審査会
名古屋第二檢察審査会 一宮檢察審査会 半田檢察審査会	名古屋第一檢察審査会
豊橋檢察審査会	岡崎檢察審査会
伊賀檢察審査会 四日市檢察審査会 伊勢檢察審査会	津檢察審査会
大垣檢察審査会 多治見檢察審査会	岐阜檢察審査会
七尾檢察審査会	金沢檢察審査会
高岡檢察審査会	富山檢察審査会
広島第二檢察審査会 呉檢察審査会 尾道檢察審査会 福山檢察審査会 三次檢察審査会	広島第一檢察審査会
周南檢察審査会 萩檢察審査会 岩国檢察審査会 下関檢察審査会	山口檢察審査会
倉敷檢察審査会 津山檢察審査会	岡山檢察審査会
米子檢察審査会	鳥取檢察審査会
西郷檢察審査会	松江檢察審査会
福岡第二檢察審査会 飯塚檢察審査会 久留米檢察審査会 柳川檢察審査会	福岡第一檢察審査会
佐世保檢察審査会 五島檢察審査会 厳原檢察審査会	長崎檢察審査会
中津檢察審査会	大分檢察審査会
八代檢察審査会	熊本檢察審査会

名瀬検察審査会 鹿屋検察審査会	鹿児島検察審査会
都城検察審査会 延岡検察審査会	宮崎検察審査会
平良検察審査会 石垣検察審査会	那覇検察審査会
古川検察審査会	仙台検察審査会
会津若松検察審査会 いわき検察審査会	郡山検察審査会
米沢検察審査会 鶴岡検察審査会 酒田検察審査会	山形検察審査会
二戸検察審査会 一関検察審査会	盛岡検察審査会
能代検察審査会 大館検察審査会 大曲検察審査会	秋田検察審査会
弘前検察審査会 八戸検察審査会	青森検察審査会
岩見沢検察審査会 室蘭検察審査会 小樽検察審査会	札幌検察審査会
帯広検察審査会 北見検察審査会	釧路検察審査会
丸亀検察審査会	高松検察審査会
美馬検察審査会	徳島検察審査会
大洲検察審査会 西条検察審査会 今治検察審査会 宇和島検察審査会	松山検察審査会

平成23年6月17日

検察審査会事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第一課課長補佐 藤本昌彦

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、検察審査員候補者予定者名簿（以下「候補者予定者名簿」という。）については、名簿調製プログラムを使用して作成した電子データにより提出する運用をお願いしているところですが、市区町村の選挙管理委員会（以下「市区町村」という。）との間で候補者予定者名簿の提出までのスケジュールの確認を行うなどして、市区町村からできるだけ早期に、名簿調製プログラムを使用して作成した候補者予定者名簿の電子データを提出してもらうため、緊密な連携を図るようにはしてください（受領した候補者予定者名簿に補正の必要があった場合の再提出に要する期間を考慮すると、9月末までに候補者予定者名簿を提出していただくよう協力を求めるのが相当であると思われます。なお、別添書簡例も適宜ご利用ください）。

また、市町村との連携を図る際には、検察審査員候補者予定者の選定において、できる限り直近の選挙人名簿に基づいて行うことで、古いデータとの取り違えを防止（候補者予定者名簿の提出時に選挙人名簿の登録基準時、失権者の有無等について確認することが考えられます。確認する際には別添書簡例の別紙3（送付状ひな形）を適宜ご利用ください。）することや、候補者予定者名簿の取扱いには十分配慮し、万が一にも個人情報の流出が生じることがないように万全の態勢を整備することについて、改めて注意喚起してください。

なお、検察審査会事務局におかれましても、市区町村から送付される候補者予定者名簿の取扱いには十分配慮するよう、関係職員に改めて周知徹底してください。

敬 具

平成23年6月 日

各市区町村選挙管理委員会事務局 御中

各市区町村住民基本台帳担当課 御中

〇〇地方裁判所裁判員調整官 〇〇〇〇

(Tel.●●-●●●●●-●●●●● 内線▲▲▲▲)

〇〇検察審査会事務局長 〇〇〇〇

(Tel.●●-●●●●●-●●●●● 内線▲▲▲▲)

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

各市区町村におかれましては、日頃から裁判員候補者名簿及び検察審査員候補者名簿の調製に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、昨年もお願ひしておりますとおり、裁判員候補者及び検察審査員候補者に対する名簿記載通知の発送事務を円滑に行うためには、9月末日ころまでに裁判員候補者予定者名簿及び検察審査員候補者予定者名簿（以下両者をまとめて「候補者予定者名簿」という。）を送付していただく必要があります。

つきましては、別紙1（名簿調製スケジュール及び事務処理上の留意点）を参照していただき、候補者予定者名簿の調製に関する事務が円滑に行われますよう、よろしくお取り計らいください。

なお、本年も裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者の選定に当たっては、できる限り直近の選挙人名簿に基づいて行うことで、古いデータと取り違えるなどといったことが生じないようにしていただくほか（候補者予定者名簿を送付する際に別紙2及び3の各送付状のひな形に必要事項を記載の上、同封してください。）、送付される候補者予定者名簿の取扱いには十分配慮し、万が一にも個人情報流出することがないように、関係職員に周知徹底を図っていただきたく、改めてお願い申し上げます。

候補者予定者名簿の調製に関する事務が円滑に行われますよう今後とも緊密な連携を図ってまいりたいと考えておりますので、重ねてお願い申し上げます。

敬 具

名簿調製スケジュール及び事務処理上の留意点

	裁判員関係	検察審査員関係	備考
平成23年6月下旬ころ	<p>・地方裁判所から市区町村選挙管理委員会に対する選挙人名簿被登録者数の照会</p> <p>※ 回答期限は8月中旬ころを予定しています。</p>	<p>※ 選挙人名簿被登録者数に関する検察審査会事務局からの照会は、実施しない予定です。</p>	
平成23年8月15日まで	<p>・市区町村選挙管理委員会から地方裁判所に対する選挙人名簿被登録者数の回答</p>	<p>・市区町村の選挙管理委員会から最高裁判所において指定した検察審査会事務局に対する選挙人名簿被登録者数の通知（施行令2条）</p> <p>※ 選挙人名簿被登録者数は、選挙人名簿の登録が8月6日以降になるときは、8月5日現在の被登録者数とされています（同条）。</p>	<p>・この回答、通知は、地方裁判所、検察審査会事務局に対して、それぞれ行うようにしてください。</p>
平成23年9月1日まで	<p>・地方裁判所から市区町村選挙管理委員会に対する裁判員候補者割当員数通知及び市区町村長に対する裁判員候補者予定者名簿登載者の本籍地照会</p>	<p>・検察審査会事務局長から市区町村選挙管理委員会に対する検察審査員候補者割当員数通知及び市区町村長に対する検察審査員候補者予定者名簿登載者の本籍地照会</p>	<p>（注1）裁判員関係、検察審査員関係ともに、1通の書面で市区町村選挙管理委員会及び市区町村長を名あて人として行います。</p> <p>（注2）いずれも通知及び照会を行う際、裁判員候補者予定者名簿又は検察審査員候補者予定者名簿の送付用ファイルの暗号化に必要な暗号鍵ファイル（パスワード）を併せてお知らせします。</p>
平成23年9月30日ころまで （法定期限は、10月15日まで）	<p>・市区町村選挙管理委員会から地方裁判所に対する裁判員候補者予定者名簿の送付及び市区町村長から地方裁判所に対する裁判員候補者予定者の本籍地回答</p> <p>※ 本籍情報付き裁判員候補者予定者名簿を地方裁判所（割当員数通知の名義人あて）に送付してください。</p>	<p>・市区町村選挙管理委員会から検察審査会事務局に対する検察審査員候補者予定者名簿の送付及び市区町村長から検察審査会事務局に対する検察審査員候補者予定者の本籍地回答</p> <p>※ 本籍情報付き検察審査員候補者予定者名簿を割当員数通知で指定した検察審査会事務局に送付してください。</p>	<p>（※）下記（特に留意していただきたい事項）参照</p>
平成23年11月ころ	<p>・地方裁判所から裁判員候補者名簿に記載された候補者に対する当該名簿に記載された旨の通知</p>	<p>・検察審査会事務局から検察審査員候補者名簿に記載された候補者に対する当該名簿に記載された旨の通知</p>	

(特に留意していただきたい事項)

- (1) 未登録外字（候補者予定者名簿に外字画像未登録者が存在する場合）は、外字画像未登録者一覧画面を印刷の上、備考欄に画面の凶部分に本来表示されるべき文字及びその読み仮名を手書きして、送付用ファイルを記録した媒体に添付して送付してください。
- (2) 裁判員候補者予定者名簿と検察審査員候補者予定者名簿は、いずれも名簿調製プログラムを利用して調製できますが、あくまでも異なる法令に基づいて調製すべき名簿ですので、別々に調製し、別ファイルとした上で送付用ファイル作成日付をずらして作成してください。
地方裁判所及び検察審査会事務局に送付する際は、媒体を分けるなどして、いずれの名簿かが認識できるような形で送付してください。
- (3) 検察審査員候補者予定者名簿については、各群の割当員数の合計数を1回のくじで選定してください（送付用ファイルは1つになります。この場合、その名簿の上位から順に割当員数に応じて第1群から第4群までの候補者とみなすこととなります。）。
なお、管轄区域内に複数の検察審査会がある場合（東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡の各検察審査会）の検察審査員候補者予定者名簿は、検察審査会ごとにファイルを作成していただき、そのファイル名を変更する等して、どの検察審査会が分かるようにした上、送付してください。

(別紙2)

平成23年 月 日

●●地方裁判所刑事訟廷事務室 御中

●●市区町村選挙管理委員会

裁判員候補者予定者名簿の送付について

平成24年度の裁判員候補者予定者名簿について、別添のとおり提出致しますので、ご査収くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 1 裁判員候補者予定者名簿登録者数 名
- 2 選挙人名簿の登録基準時 平成 年 月
- 3 裁判員候補者予定者名簿に含まれる失権者の有無 有・無

(別紙3)

平成23年 月 日

●●検察審査会事務局 御中

●●市区町村選挙管理委員会

検察審査員候補者予定者名簿の送付について

平成24年度の検察審査員候補者予定者名簿について、別添のとおり提出致しますので、ご査収くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 1 検察審査員候補者予定者名簿登録者数 名
- 2 選挙人名簿の登録基準時 平成 年 月
- 3 検察審査員候補者予定者名簿に含まれる失権者の有無 有・無

平成20年12月15日

検察審査会事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第一課長 齊藤 啓 昭

審査補助員の委嘱等について（事務連絡）

平成21年5月21日から導入される審査補助員制度に関し、その委嘱手続等について日本弁護士連合会と協議した結果、弁護士会から推薦された弁護士に委嘱する方式によることとなりましたのでお知らせします。具体的な事務の流れ等は別紙1のとおりであり、検察審査会事務局長から弁護士会に対して別紙2の推薦依頼書を送付し、これに基づいて弁護士会から推薦された弁護士に対して別紙3の委嘱書を交付して審査補助員を委嘱することになります（解嘱する場合には、別紙4の解嘱書を当該審査補助員に交付する。）。

については、地方裁判所の所在地にある検察審査会（東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡にあつては、第一検察審査会）の事務局長におかれては、対応する弁護士会との間で、別紙1ないし4を参考の上、下記の事項について確認していただくようお願いします。

なお、審査補助員の委嘱に関する弁護士会との確認事項については、地方裁判所の所在地にある他の検察審査会の事務局長に、適宜の方法で周知してください。

おって、審査補助員の手当額等については、現在検討中であり、検討終了後、改めてお知らせします。

記

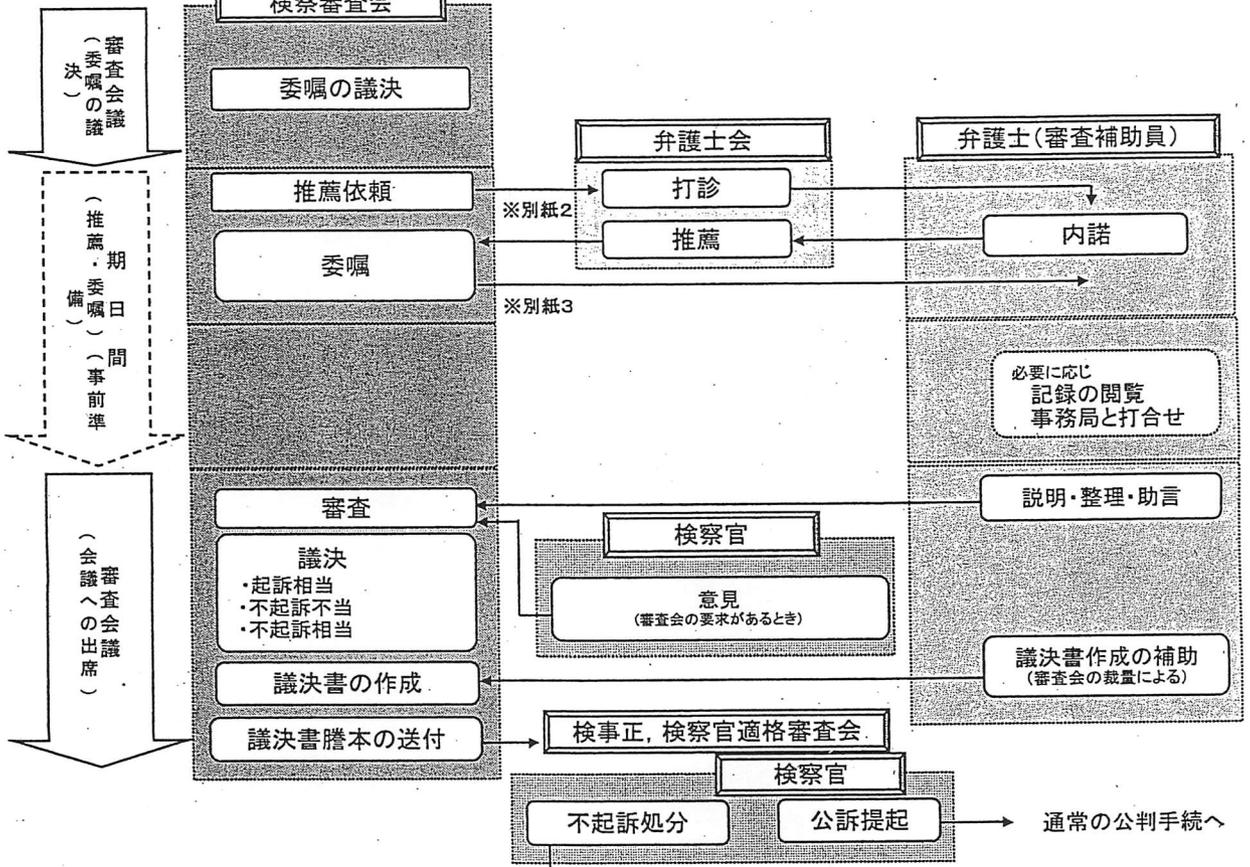
- 1 弁護士会及び検察審査会の担当者、連絡先
- 2 推薦依頼書及び回答書面の内容、様式
- 3 推薦依頼書及び回答書面の送付時期（回答期限を含む。）

4 委嘱書（解嘱書）の交付方法

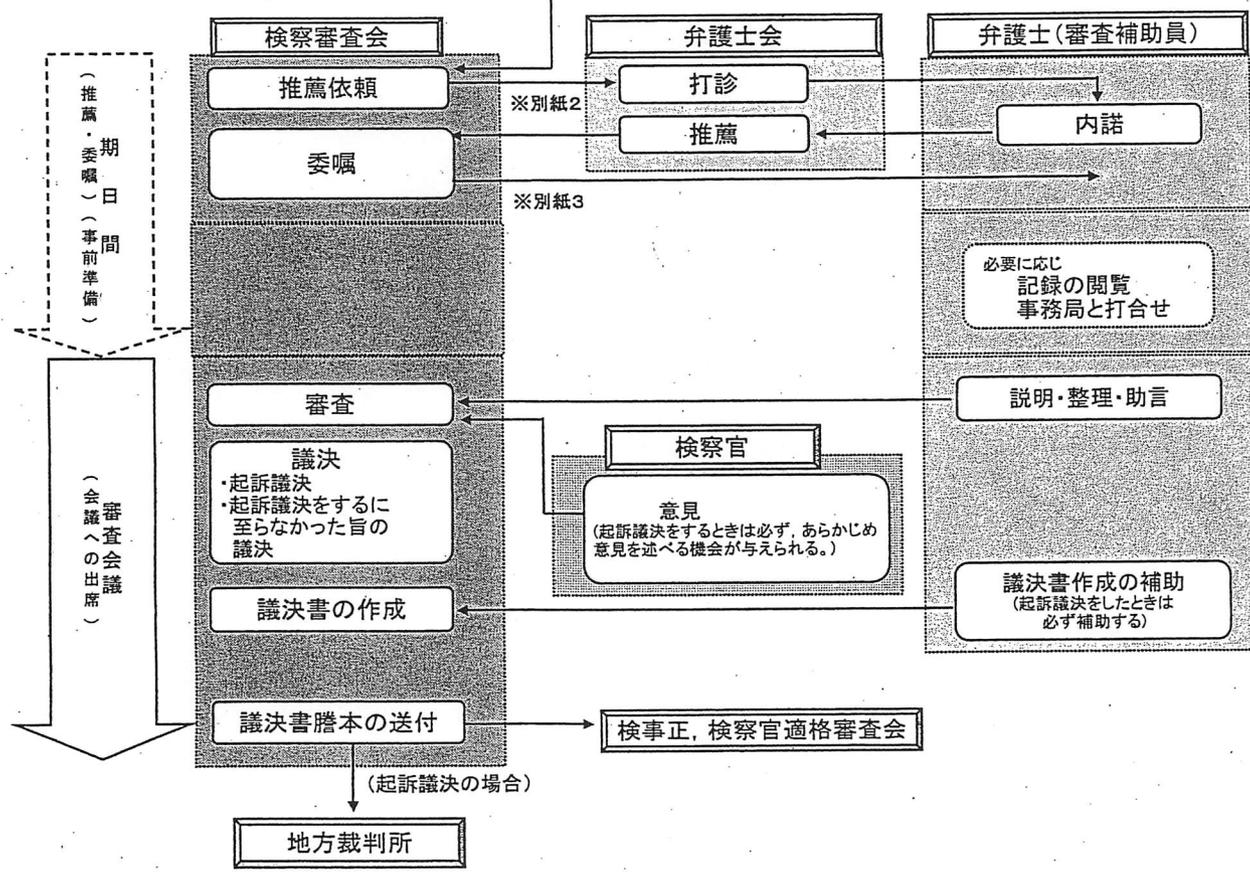
5 その他必要な事項

フローチャート(審査補助員の委嘱と職務の流れのイメージ)

第一段階の審査(任意的委嘱)



第二段階の審査(必要的委嘱)



(別紙2)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇弁護士会 御中

〇〇検察審査会事務局長 ○ ○ ○ ○

推 薦 依 頼 書

下記の事件の審査を行うに当たり、検察審査会法の規定による審査補助員を委嘱することになりましたので、貴会所属の弁護士を〇月〇日までに当事務局に推薦してください。

記

- 1 申立人氏名
- 2 申立人代理人（弁護士）の有無及び氏名
- 3 被疑者氏名
- 4 被疑者弁護人の有無及び氏名（弁護人であった者を含む。）
- 5 被疑罪名
- 6 被疑事実の要旨
- 7 次回審査会議日時
- 8 第一段階の審査又は第二段階の審査の別（なお、第二段階の審査である場合、第一段階の審査において委嘱された審査補助員がいるときは、その者の氏名）
- 9 その他参考事項

(別紙3)

平成〇〇年〇〇検察審査会(〇〇)第〇〇号

委 嘱 書

弁 護 士 〇 〇 〇 〇 殿

検察審査会法【第39条の2第1項,第41条の4(※いずれかの条文を記載する。)]
により,審査補助員に委嘱する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 検 察 審 査 会 (庁 印)

(別紙4)

平成〇〇年〇〇検察審査会(〇〇)第〇〇号

解 嘱 書

弁 護 士 〇 〇 〇 〇 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで委嘱した審査補助員を解嘱する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 検 察 審 査 会 (庁 印)

平成21年3月

審査補助員及び法第41条の2による審査
に関する事務処理マニュアル

— 凡 例 —

【法】	検察審査会法
【施行令】	検察審査会法施行令
【給与法】	一般職の職員の給与に関する法律
【臨時措置法】	裁判所職員臨時措置法
【日当政令】	検察審査員等の旅費，日当及び宿泊料を定める政令

☆参照文献

法曹時報第58巻8号

— 目 次 —

1	審査補助員制度の概要等	1
2	審査補助員の職務（役割）	3
3	法第39条の2による審査補助員（任意的審査補助員）の委嘱の流れ ...	6
4	任意的審査補助員の出席する審査会議（第一段階の審査）	11
5	法第41条の2による審査（第二段階の審査）と同条の4による審査 補助員（必要的審査補助員）の委嘱の流れ	15
6	必要的審査補助員の出席する審査会議（第二段階の審査）	18
7	審査補助員の解嘱	23
8	会議録の作成	26
9	議決書の作成	27
10	審査補助員の手当，旅費日当等の支給	29

1 審査補助員制度の概要等

【審査補助員制度の概要】

検察審査会法の改正により、検察審査会の一定の議決に法的拘束力が与えられ、当該議決に基づき公訴が提起される制度（起訴議決制度）の導入など、検察審査会の権限が強化された。そこで、検察審査会の審査が、これまで以上に充実し、かつ、適正なものとなるよう、検察審査会が、審査を行うに当たって法律に関する専門的な知見を補うため、弁護士の中から事件ごとに審査補助員を委嘱して法的な助言を得られるようになった。

審査補助員には、法第39条の2による「任意的審査補助員」と、法第41条の4による「必要的審査補助員」がある。

【審査補助員の身分】

- 1 裁判所の非常勤職員となる。なお、以下の点において、常勤の裁判所職員と異なる扱いを受ける。
 - 政治的行為の制限の規定の適用を受けない（国家公務員法第102条、裁判所の非常勤職員の政治的行為制限の特例に関する規則）
 - 国家公務員倫理法の規定の適用を受けない（国家公務員倫理法第2条第1項）
 - 政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払いへの公務員の関与等の制限の規定の適用を受けない（政治資金規正法第22条の9第1項第2号、政治資金規正法第22条の9第1項第2号の非常勤職員の範囲を定める規則）
- 2 審査補助員には、手当並びに旅費、日当及び宿泊料が支給される（臨時措置法第4号、給与法第22条第1項、第3項、日当政令第2条）。

【Q&A】

Q1 審査補助員と専門的助言者との違いは何か。

A1 専門的助言者は、裁判における鑑定に相当するものであり、例えば、法律の問題について、法学者、弁護士等専門家の出頭を求めて意見を徴することができる。これに対し、審査補助員は、関係法令及びその解釈の説明、事実上及び法律上の問題点の整理や問題点に関する証拠の整理、法的見地からの必要な助言、議決書の作成補助等の職務を行うものとされ、委嘱に係る事件の審査の補助のために継続的に職務に従事するものと解される。

2 審査補助員の職務（役割）

【職務の内容】

1 当該事件に係る法令及びその解釈を説明する

※ 法令には、実体法だけでなく、当該事件の捜査、公訴提起及び公判に関する手続法も含まれる。また、法令の解釈については、独自の見解ではなく、判例・通説が採用する一般的・客観的な解釈を説明する。

※ 審査補助員の本来の職務は、検察審査会議において（会議に出席して）行うものとされていることから、検察審査会議以外の場において検察審査員に助言等を行ったり、通信手段や書面を介して行うことはできないと解される。

※ 審査補助員は、検察審査会議において、検察審査会長の指揮監督に服さなければならぬため、検察審査会長の指示に反して助言等を行うことはできない（法第39条の2第3項）。また、審査補助員は、その職務を行うに当たっては、検察審査会が公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るため置かれたものであることを踏まえ、その自主的な判断を妨げるような言動をしてはならない（法第39条の2第5項）。「自主的な判断を妨げるような言動」とは、具体的には、例えば、審査補助員が、検察審査会が一定の結論・判断を採るべきである旨を断定的に述べることなどが考えられる。

2 当該事件の事実上及び法律上の問題点を整理し、当該問題点に関する証拠を整理する

※ 事実上の問題点というのは、当該事件の審査を行うに当たって検討が必要となる事実認定上の問題点を指し、法律上の問題点というのは、法律の解釈・適用上の問題点であり、当該問題点に関する証拠というのは、これらの問題点と関連性を有する証拠である。

3 当該事件の審査に関して法的見地から必要な助言を行う

※ 法的見地からの助言とは、当該事件の審査に必要と考えられる法的な助言で、刑事手続きの概要（捜査や公判手続きの流れなど）や一般原則（罪刑法定主義、無罪推定の原則）、検察審査会による資料収集（検察官の意見聴取、公務所等への照会、証人尋問など）の可否に関する意見を述べることなどが考えられる。

4 議決書の作成を補助する

※ 法の規定からも明らかなおり（法第39条の2第4項、第41条の7第2項）議決書の作成は補助的業務と位置づけられており、いずれの場合においても、議決書自体の作成をしてもらうような取扱いは相当ではなく、これまでと同様、第一次的には事務局において草案を作成することになる。また、法第39条の2第4項による補助については、あくまでも検察審査会において、その必要があると判断された場合であり、これまでの議決書作成の状況等を考慮しても、実際に補助を依頼する必要があるケースは、さほど多くないと考えられる。

【Q&A】

Q1 1つの事件について複数の審査補助員を委嘱することができるか。

A1 できない（法第39条の2第2項）。法第41条の4による場合（必要的審査補助員）も同様である。

Q2 議決書作成の補助のみのために審査補助員を委嘱することができるか。

A2 「前項の職務を行った審査補助員に…」とした法第39条の2第4項

の規定から明らかなどおり、議決書作成の補助のみを内容とする委嘱はできない。ただし、起訴議決をした場合の議決書の作成を補助させる場合において（法第41条の7第2項）、委嘱した審査補助員が疾病等のために職務を継続することができなくなった場合には、当該審査補助員を解嘱し、別の弁護士に審査補助員を委嘱して、議決書作成の補助をさせることになる。

Q 3 任意的審査補助員と必要的審査補助員の職務に異なる点はあるか。

A 3 基本的に異なる点はない（議決書作成の補助を行うか否かについて、任意的審査補助員が、常に検察審査会の裁量によることとされているのに対し、必要的審査補助員は、起訴議決が行われた場合には、審査会が認定した犯罪事実を記載する必要があることなどから、必ず補助することになるといった点が異なる。）。

Q 4 どのような基準で任意的審査補助員に議決書作成の補助をさせればよいか。

A 4 検察審査会の判断事項であるが、難しい法律問題を含み、法的正確性が特に要求される事件については、補助させることを検討すべきと考えられる。

3 法第39条の2による審査補助員（任意的審査補助員）の委嘱の流れ

【参照条文】

法第39条の2 検察審査会は、審査を行うに当たり、法律に関する専門的な知見を補う必要があると認めるときは、弁護士の中から事件ごとに審査補助員を委嘱することができる。

② 審査補助員の数は、1人とする。

③～⑤（略）

施行令第26条の2 審査補助員を委嘱したときは、検察審査会は委嘱書を作成し、これを本人に交付するものとする。

②（略）

【事務の概要】

法第2条第1項第1号による審査（第一段階の審査）において、検察審査会が、審査補助員を委嘱する旨の議決をした場合、検察審査会事務局長（以下「事務局長」という。）は、当該議決に基づき、対応する弁護士会に対して審査補助員となるべき弁護士の推薦依頼を行い、推薦された弁護士に、審査補助員を委嘱する手続きを行う。※1，※2

【事務処理手順】

① 検察審査会において、審査補助員の委嘱が必要と判断された場合には、審査会議において、「弁護士会から推薦された弁護士に審査補助員を委嘱する」旨及び「審査補助員の委嘱に関する事務手続きを検察審査会事務局長に委任する」旨の議決を行う。※3，※4

② 事務局長は検察審査会の議決に基づいて推薦依頼書【書式例1】を作成

して弁護士会に送付する。※5

- ③ ②の依頼に対する弁護士会からの推薦書を受理する。
- ④ 審査補助員を委嘱する旨の委嘱書【書式例2】を作成する。※5
- ⑤ ④の委嘱書の原本を審査補助員を委嘱する弁護士に交付する。その際、受領書【書式例3】に署名、押印してもらう。
- ⑥ ④の委嘱書の写しを手元に控えておく。※6
- ⑦ 審査会議の日時を確認し、審査補助員に不起訴処分記録等の必要な資料を事前に検討してもらうための準備をする。※7, ※8, ※9

【留意事項】

- ※1 審査補助員は、「不起訴処分の当否の審査を行う」ために事件ごとに委嘱するものであり、建議勧告を行うために委嘱することはできない。
- ※2 審査補助員は審査事件ごとに委嘱される。ただし、関連する審査事件が併合されている場合には、併合後の審査事件を単位として委嘱する。
- ※3 審査補助員の委嘱をすることとなった場合には、どういう点について助言等を求めるのか事務局において具体的に整理しておくのが、円滑な審査を進める上で必要である。その上で、事務局から、助言等を求める具体的事項を事前に審査補助員に伝えておくことが望ましい。
- ※4 委嘱する旨の議決は、定例会議録又は臨時会議録に、「弁護士会から推薦された弁護士を本件の審査補助員（法第39条の2）に委嘱する。」と記載する。

- ※5 弁護士会に対する推薦依頼書は事務局長名、審査補助員に交付する委嘱書は検察審査会名とし、いずれも事務局長が作成する。
- ※6 審査補助員を委嘱した事実を確認するための資料として、給与事務担当者に提供する場合は考えられるため。
- ※7 同一日に複数の事件の審査が予定されている場合には、委嘱の対象となった審査事件を最初に審査するなど、審査補助員の負担に配慮することが必要である。
- ※8 期日の調整をした段階で、期日請書【書式例4】を提出してもらい、審査補助員に対して、出席すべき期日を通知した事実を明らかにしておく。
- ※9 審査補助員による摘録又は不起訴処分記録の閲覧は、原則として事務室内で行ってもらおう扱いとする。ただし、そのような取扱いとすることで審査補助員に著しく負担がかかる場合や、事案の内容が高度に専門的である場合など、特段の理由がある場合には、例外的な取扱いとして、摘録又は不起訴処分記録の写しを貸与せざるを得ない場合もあると思われる。その場合には、記録写しの持出しが例外的な取扱いであること及び記録の取扱いに十分留意してもらいたいことを十分に説明した上で、受領書と引換えに審査補助員に直接手渡すこととする。
- なお、貸与した摘録及び不起訴処分記録の写しは、職務終了後確実に返還してもらおう。

【Q&A】

Q 1 審査補助員の委嘱が必要となるのはどのような事件か。

A 1 あくまでも検察審査会の判断であるが、罪名や被疑事実の内容等によって一律に決まるものではなく、審査補助員の職務が、関係法令及びその解釈の説明、事実上及び法律上の問題点の整理や問題点に関する証拠の整理、法的見地からの必要な助言等であることを念頭に、個々の事件ごとに判断することになる。

Q 2 審査補助員の推薦を受ける弁護士に事案の概要を把握してもらうため、推薦依頼書に審査申立書の写しを添付してよいか。

A 2 推薦依頼書の内容については、日弁連と協議済みであり、審査申立書の写しを添付する必要はない。

Q 3 推薦依頼書及び推薦書の授受を、ファックスで行うことはできるか。

A 3 そうした運用でも差し支えない。その場合には、弁護士会のファックス番号を事前に登録するなど、誤送信防止の措置を講じる必要がある。

Q 4 委嘱書を弁護士に直接交付しないで、弁護士事務所あてに郵送ないしファックスで送信する取扱いでもよいか。

A 4 委嘱する弁護士には委嘱書の原本を交付することとなるので、ファックスで送信することはできない。ただし、弁護士事務所への郵送は差し支えない。

Q 5 委嘱書を弁護士事務所の事務員に交付することはできるか。

A5 交付して差し支えない。ただし、その際にも、受領書を提出させることが相当である。

4 任意的審査補助員の出席する審査会議（第一段階の審査）

【参照条文】

法第39条の2 検察審査会は、審査を行うに当たり、法律に関する専門的な知見を補う必要があると認めるときは、弁護士の中から事件ごとに審査補助員を委嘱することができる。

② 審査補助員の数は、1人とする。

③ 審査補助員は、検察審査会議において、検察審査会長の指揮監督を受けて、法律に関する学識経験に基づき、次に掲げる職務を行う。

一 当該事件に関係する法令及びその解釈を説明すること。

二 当該事件の事実上及び法律上の問題点を整理し、並びに当該問題点に関する証拠を整理すること。

三 当該事件の審査に関して法的見地から必要な助言を行うこと。

④ 検察審査会は、前項の職務を行つた審査補助員に第40条の規定による議決書の作成を補助させることができる。

⑤ 審査補助員は、その職務を行うに当つては、検察審査会が公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るため置かれたものであることを踏まえ、その自主的な判断を妨げるような言動をしてはならない。

法第40条 検察審査会は、審査の結果議決をしたときは、理由を附した議決書を作成し、その謄本を当該検察官を指揮監督する検事正及び検察官適格審査会に送付し、その議決後7日間当該検察審査会事務局の掲示場に議決の要旨を掲示し、且つ、第30条の規定による申立をした者があるときは、その申立にかかる事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならない。

【事務の概要】

審査補助員が登庁したら、審査補助員出勤簿（以下「出勤簿」という。）に記載、押印してもらった上で審査会議に参加してもらう。審査会議においては、その状況に合わせて適宜助言等を行ってもらい、議決が行われた場合には、議決書作成の補助をさせるか否かについて検討し、また、審査会議が次回に続行された場合には、次回の会議に審査補助員の出席が必要か否か検討して、それぞれの検

討結果に従った事務処理を行う。

【事務処理手順】

- ① 審査補助員が登庁したら、出勤簿の記載と押印をしてもらう。※1
- ② 必要に応じて、当日の審査会議の進行について、審査補助員及び審査会長と打合せをする。※2
- ③ 審査会議の冒頭等の適宜な時期に審査補助員を紹介した上で審査を開始する。

<議決が行われた場合>

- ④-I 審査補助員に議決書の作成を補助させるか否か検討する。
-II 議決書作成の補助をさせる場合には、その手順や議決書に署名押印を行う審査会議への出席等について調整をする。※3
- ⑤ 起訴相当の議決が行われた場合には、第二段階の審査に備え、必要的審査補助員委嘱のための議決も併せて行う。※4

<審査が続行となった場合>

- ④-I 次回期日に審査補助員に出席してもらう必要があるか否か検討する。
-II 審査補助員の出席を必要とする場合には、審査補助員の予定も確認の上、次回の審査会議の日時を決める。

【留意事項】

- ※1 出勤簿には審査補助員に記載、押印してもらう箇所があるので、認印又は職印を持参してもらうよう事前に伝えておく。また、登庁時間を調整するに

当たっては、事務的な処理に要する時間も考慮する。

※2 事前の打合せは、必要に応じて、当該審査会議期日より前に、審査補助員との間で行っておくことも考えられる。ただし、その場合、審査会議当日以外の日については手当支給の対象とならないことについては、事前に、審査補助員に説明する必要がある。

※3 議決書作成の補助については、審査補助員の本来的な職務が審査会議における助言等であることや、特に法的正確性が要求されるケースにおいて行わせることができるという法の趣旨に照らせば、実際に補助が必要となるケースはそれほど多くないと思われる。

※4 起訴相当の議決がなされた場合、第二段階の審査における必要的審査補助員の委嘱に備え、その議決を行った定例（臨時）会議において、「当該議決に対して不起訴処分がなされた場合又は一定期間内に処分に関する通知がない場合には審査補助員を委嘱する」旨及び「委嘱に関して弁護士会への推薦手続を行うことを事務局長に委任する」旨の議決をしておくのが便宜であると考えられる。

【Q&A】

Q1 議決書の作成を補助させる場合、当該審査会議の期日とは別の日に検審事務局に出頭してもらうことはできないのか。

A1 審査補助員の本来の業務は、審査会議における助言等であって、議決書作成はあくまでも補助としていること、また、法第39条の2第4項の

規定が「前項の職務を行った審査補助員に…」となっていることから、審査会議に出席した審査補助員がその会議において、あるいは、審査終了後会議が終了するまでの間に議決書の作成に関して職務を行うことを想定していると考えられる。したがって、当該審査会議以外の日に登庁して議決書作成の補助をしてもらうことは事務処理上は可能ではあるが、手当支給の対象とはならないと解される。

Q 2 審査会議当日、審査補助員が登庁できない場合、当該事件の審査をすることはできないのか。

A 2 十分日程調整を行い、登庁できる日に審査を行うのが原則である。ただ、審査補助員の職務は、法第39条の2に規定されているとおり、あくまでも、法律に関する学識経験に基づき、法令及びその解釈の説明、法律上の問題点の整理、審査に関する助言等を行うことであるから、これらを必要とする部分を次回審査会議において行うこととし、これらを必要としない部分について審査員のみで進行する運用は可能であると解される。

5 法第41条の2による審査（第二段階の審査）と同条の4による審査補助員（必要的審査補助員）の委嘱の流れ

【参照条文】

法第41条の2 第39条の5第1項第1号の議決をした検察審査会は、検察官から前条第3項の規定による公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けたときは、当該処分の当否の審査を行わなければならない。ただし、次項の規定による審査が行われたときは、この限りでない。

② 第39条の5第1項第1号の議決をした検察審査会は、第40条の規定により当該議決に係る議決書の謄本を送付した日から3月（検察官が当該検察審査会に対し、3月を超えない範囲で延長を必要とする期間及びその理由を通知したときは、その期間を加えた期間）以内に前条第3項の規定による通知がなかつたときは、その期間が経過した時に、当該議決があつた公訴を提起しない処分と同一の処分があつたものとみなして、当該処分の当否の審査を行わなければならない。ただし、審査の結果議決をする前に、検察官から同項の規定による公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けたときは、当該処分の当否の審査を行わなければならない。

法第41条の4 検察審査会は、第41条の2の規定による審査を行うに当たっては、審査補助員を委嘱し、法律に関する専門的な知見も踏まえつつ、その審査を行わなければならない。

法第41条の5 検察審査会は、第41条第1項の公訴を提起しない処分については、第41条の2の規定による場合に限り、その当否の審査を行うことができる。

施行令第26条の2 審査補助員を委嘱したときは、検察審査会は委嘱書を作成し、これを本人に交付するものとする。

②（略）

【事務の概要】

第一段階の起訴相当の議決に対して、①検察官から改めて不起訴処分をした旨の通知を受けたとき、又は、②起訴相当の議決書謄本の送付の日から所定の期間内に、検察官から再処分の通知がなかつたときに検察審査会は第二段階の審査を

行う。この場合には、必ず、審査補助員を委嘱して審査を行い、起訴議決をした場合には必ず議決書作成の補助をさせることとなる。

【事務処理手順】

- ① 事件簿に必要事項を記載して立件する。※1
- ② 事務局長は、検察審査会の議決に基づいて推薦依頼書を作成し、対応する弁護士会へ送付する。
- ③ 検察庁から不起訴処分記録を取り寄せる。
- ④ ②の推薦依頼に対する弁護士会からの推薦書を受理する。
- ⑤ 審査補助員を委嘱する旨の委嘱書を作成する。
- ⑥ ⑤の委嘱書の原本を審査補助員を委嘱する弁護士に交付する。その際、受領書に署名、押印してもらう。
- ⑦ ⑤の委嘱書の写しを手元に控えておく。※2
- ⑧ 次回の審査会議の日時を確認し、審査補助員に不起訴処分記録等の必要な資料を事前に閲覧してもらうための準備をする。

【留意事項】

※1 第二段階の審査を開始するに当たっては、改めて申立てをしてもらったり、職権で取り上げる旨の議決をする必要はない。また、職権事件の審査を開始する際のように、会議録に審査開始の端緒及びその議決があったこと並びに当該事件の要旨を記載する必要はない。

[立件日について]

- 法第41条の2第1項の場合

検察官から、起訴相当の議決に係る事件について、再度不起訴処分をした旨の通知を受けた日

○ 法第41条の2第2項の場合

起訴相当の議決書の謄本の送付をした日から3か月が経過した日

※2 審査補助員を委嘱した事実を確認するための資料として、給与事務担当者に提供する場合が考えられるため。

【Q&A】

Q1 第一段階と第二段階の審査補助員は同一弁護士でもよいのか、別の弁護士にする必要があるのか。

A1 多角的な検討を行うという観点からすれば、第一段階での審査補助員と別の弁護士に委嘱することが望ましいともいえるが、法律上、特に制限があるわけではない。いずれにしても、運用としては、弁護士会の推薦に応じて委嘱することになる。

Q2 法第41条の2第2項により審査を行う場合の「3か月が経過した日」は、どのように計算するのか。

A2 起訴相当の議決書の謄本を検事正にあてて発送した日の翌日から起算して暦に従って3か月目（この日が裁判所の休日に当たる場合は翌日）の翌日となる。

6 必要的審査補助員の出席する審査会議（第二段階の審査）

【参照条文】

法第39条の5 検察審査会は、検察官の公訴を提起しない処分に関し、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める議決をするものとする。

- 一 起訴を相当と認めるとき 起訴を相当とする議決
- 二、三（略）

②（略）

法第40条 検察審査会は、審査の結果議決をしたときは、理由を附した議決書を作成し、その謄本を当該検察官を指揮監督する検事正及び検察官適格審査会に送付し、その議決後7日間当該検察審査会事務局の掲示場に議決の要旨を掲示し、且つ、第30条の規定による申立をした者があるときは、その申立にかかる事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならない。

法第41条 検察審査会が第39条の5第1項第1号の議決をした場合において、前条の議決書の謄本の送付があつたときは、検察官は、速やかに、当該議決を参考にして、公訴を提起すべきか否かを検討した上、当該議決に係る事件について公訴を提起し、又は、これを提起しない処分をしなければならない。

②、③（略）

法第41条の2 第39条の5第1項第1号の議決をした検察審査会は、検察官から前条第3項の規定による公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けたときは、当該処分の当否の審査を行わなければならない。ただし、次項の規定による審査が行われたときは、この限りでない。

② 第39条の5第1項第1号の議決をした検察審査会は、第40条の規定により当該議決に係る議決書の謄本を送付した日から3月（検察官が当該検察審査会に対し、3月を超えない範囲で延長を必要とする期間及びその理由を通知したときは、その期間を加えた期間）以内に前条第3項の規定による通知がなかつたときは、その期間が経過した時に、当該議決があつた公訴を提起しない処分と同一の処分があつたものとみなして、当該処分の当否の審査を行わなければならない。ただし、審査の結果議決をする前に、検察官から同項の規定による公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けたときは、当該処分の当否の審査を行わなければならない。

法第41条の4 検察審査会は、第41条の2の規定による審査を行うに当たっては、審査補助員を委嘱し、法律に関する専門的な知見も踏まえつつ、その審査を行わなければならない。

法第41条の5 検察審査会は、第41条第1項の公訴を提起しない処分については、第41条の2の規定による場合に限り、その当否の審査を行うことができる。

法第41条の6 検察審査会は、第41条の2の規定による審査を行つた場合において、起訴を相当と認めるときは、第39条の5第1項第1号の規定にかかわらず、起訴をすべき旨の議決（以下「起訴議決」という。）をするものとする。起訴議決をするには、第27条の規定にかかわらず、検察審査員8人以上の多数によらなければならない。

- ② 検察審査会は、起訴議決をするときは、あらかじめ、検察官に対し、検察審査会議に出席して意見を述べる機会を与えなければならない。
- ③ 検察審査会は、第41条の2の規定による審査を行つた場合において、公訴を提起しない処分の当否について起訴議決をするに至らなかつたときは、第39条の5第1項の規定にかかわらず、その旨の議決をしなければならない。

法第41条の7 検察審査会は、起訴議決をしたときは、議決書に、その認定した犯罪事実を記載しなければならない。この場合において、検察審査会は、できる限り日時、場所及び方法をもつて犯罪を構成する事実を特定しなければならない。

- ② 検察審査会は、審査補助員に前項の議決書の作成を補助させなければならない。
- ③ 検察審査会は、第1項の議決書を作成したときは、第40条に規定する措置をとるほか、その議決書の謄本を当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所に送付しなければならない。ただし、相当と認めるときは、起訴議決に係る事件の犯罪地又は被疑者の住所、居所若しくは現在地を管轄するその他の地方裁判所に送付することができる。

【事務の概要】

第二段階の審査においては、必ず審査補助員を委嘱し、法律的な知見をも踏まえつつ審査を行い、起訴するのが相当であると判断した場合には「起訴議決」を、それ以外の場合には「起訴議決に至らなかった旨の議決」を行うことになる。また、議決があった場合には、当該議決書の謄本を関係者に送付し、議決の要旨を掲示するなど、通常の審査と同様の手続を行うほか、「起訴議決」の場合には、これに加え、当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所にも議決書の謄本を送付する。

なお、起訴議決がなされた場合には、検察審査会は、議決書の作成について必ず審査補助員に補助させる必要がある。

【事務処理手順】

- ① 審査補助員が登庁したら、出勤簿の記載と押印をしてもらう。
- ② 必要に応じて、当該事件の会議の進行について、審査補助員及び検察審査会長と打合せをする。
- ③ 当該審査会議の冒頭において、第二段階の審査であること及び議決の種別及び審査補助員の職務等について説明する。※1
- ④ 起訴議決を行う場合には、検察官に対し、審査会議において意見を述べる機会を与える必要があるので、当該議決がされる可能性がある場合には、当該不起訴処分をした検察官の所属する検察庁に連絡を取り、意見を述べる会議の日程調整を行う。※2

<議決が行われた場合>

- ⑤ 議決書を作成する。※3
- ⑥ - I 議決が行われた場合には、その種別を問わず、検事正、検察官適格審査会に議決書謄本を送付し、議決の要旨を掲示場に掲示し、事件が申立事件であった場合には、申立人に対して議決の要旨を通知する。
- II 起訴議決が行われた場合には、上記のほか、当該検察審査会を管轄する地方裁判所に当該議決書の謄本を送付する。※4

<審査が続行となった場合>

- ⑤ 審査補助員の都合も確認の上、次回の審査会議の日時を決定する。

【留意事項】

- ※1 ③の説明は、検察審査会事務局において行うのが相当と考えられる。第二段階の審査における議決の種類は、「起訴議決」及び「起訴議決をするに至らなかった旨の議決」のいずれかになるが、当該審査申立をした者が検察審査会に対して、検察官が公訴を提起しないことに不服がない旨の申告をしたときは、審査を終了させることができる（法第41条の3）。この場合には、「審査打ち切り」の議決をすることになる。
- ※2 起訴議決をする場合に意見を聞く検察官は、第二段階の審査の対象である不起訴処分をした検察官とするのが相当であるが、当該検察官が当該不起訴処分時の検察庁に所属していない場合は、当該検察庁の別の検察官に意見を述べる機会を与えれば足りる。
- ※3 「起訴議決」が行われた場合には必ず、「起訴議決に至らなかった旨の議決」が行われた場合には、当該検察審査会が議決書の作成を補助させる必要があると判断した場合に、それぞれ、審査補助員に議決書の作成を補助させる。また、起訴議決の議決書には、検察審査会の認定した犯罪事実を、できる限り、日時、場所及び方法をもって犯罪を構成する事実を特定して記載しなければならない。
- ※4 第二段階の審査の結果、起訴議決がなされた場合には、検事正及び検察官適格審査会のほか、検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所に議決書の謄本を送付する。この地方裁判所は、「国法上の裁判所」と解されているから、支部所在地にある検察審査会において起訴議決が行われた場合は、その謄本を本庁、支部どちらに送付しても差し支えないと考えられる。ただし、法第

41条の9による指定弁護士の指定に関する事務について、当該裁判所において事務分配が定められている場合には、当該事務を処理する本庁又は支部あてに送付することとなろう（送付先となる地方裁判所に確認しておく）。いずれに送付する場合でも送付書の宛名は〇〇地方裁判所長とするのが相当である。

なお、検察官の職務を行う弁護士の指定に関する事務処理については、当該指定事務を行う裁判所の判断となるが、弁護士会に推薦依頼を行った上で、推薦された弁護士を指定する運用となる予定である。

7 審査補助員の解嘱

【参照条文】

法第39条の3 検察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適当でないとき、これを解嘱することができる。

施行令第26条の2（略）

② 審査補助員を解嘱したときは、検察審査会は解嘱書を作成し、これを本人に交付するものとする。

【事務の概要】

検察審査会において、法第39条の3に規定する事由があると判断した場合には、当該審査補助員の解嘱手続きを行う。※1、※2

【事務処理手順】

- ① 審査補助員を解嘱する場合は、「審査補助員を解嘱する」旨の議決を行う。
- ② 審査補助員を解嘱する旨の解嘱書【書式例5】を作成する。※3
- ③ ②の解嘱書の原本を審査補助員を解嘱する弁護士に交付する。その際、受領書に署名、押印をもらう。
- ④ ②の解嘱書の写しを手元に控えておく。※4
- ⑤ 審査補助員に事件関係の資料の写し等を貸与している場合には、確実に返還してもらう。

【留意事項】

- ※1 審査補助員を解嘱するのは、「委嘱の必要がなくなつたと認めるとき」（法第39条の3前段）又は「審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適当でないとき」（同条後段）であり、後段の規定は必要的審査補助員についても適用される。第二段階の審査において委嘱された審査補助員に同条後段の理由が認められた場合は、新しい審査補助員を委嘱するための手続をすみやかにを行い、新しい審査補助員が委嘱されてから当該事件の審査会議を行うこととなる。
- ※2 審査補助員は事件ごとに委嘱されることから、検察審査会が当該事件について終局的議決をしたとき（議決書作成の補助事務があるときは、その事務が終了した後）にその任務は当然に終了するので、解嘱の手続は必要ない。
- ※3 解嘱書は、事務局長が検察審査会名義で作成する。
- ※4 勤務時間報告書を給与事務担当に送付する際に、解嘱書の写しを添付するため。

【Q&A】

- Q1 法第39条の3前段により任意的審査補助員を一度解嘱した後、同一審査事件について、同じ弁護士に再度審査補助員を委嘱したり、別の弁護士に審査補助員を委嘱することはできるか。
- A1 新たな事実や証拠が明らかになるなど、審査の経過に鑑み、委嘱の必要が再度生じたときには、改めて審査補助員を委嘱することができると解

される。ただし、法第39条の3後段により解嘱された場合には、別の弁護士に委嘱することとなる。

8 会議録の作成

【参照条文】

法第28条 検察審査会議の議事については、会議録を作らなければならない。

② 会議録は、検察審査会事務官が、これを作る。

施行令第27条 法第2条第1項第1号に規定する事項に関する会議録は、事件ごとに作らなければならない。

② 前項の会議録には、次に掲げる事項及び会議の経過を記載し、検察審査会長が検察審査会事務官とともに署名押印しなければならない。

一 会議をした検察審査会及び年月日

二 検察審査会長又は臨時にその職務を行うもの、検察審査員、臨時に検察審査員の職務を行う者、会議を傍聴した補充員、審査補助員及び検察審査会事務官の職名及び氏名

三 審査申立人及び被疑者の氏名並びに不起訴処分をした検察官の氏名及び官職。ただし、被疑者の氏名又は検察官の官職が明らかでないときは、被疑者を特定するに足りる事項又は検察官の所属検察庁の名称

四 検察官の意見並びに審査申立人、証人及び専門的助言を徴された者の供述又はその要旨

五 議決をしたこと及び議決の要旨

六 検察審査会長が特に記載を命じた事項

【事務の概要】

会議録の「会議の内容等」欄に、会議に出席した審査補助員の職名及び氏名を記載する。審査補助員の助言等の内容については、議決書への記載は基本的に不要である（施行令第27条第2項第4号参照）が、特に重要な事項（例えば、時効完成時期に関する説明など）については、同項第6号に基づき、適宜記載しておくことも考えられる。

9 議決書の作成

【参照条文】

法第39条の2 (略)

②, ③ (略)

④ 検察審査会は、前項の職務を行つた審査補助員に第40条の規定による議決書の作成を補助させることができる。

⑤ (略)

法第40条 検察審査会は、審査の結果議決をしたときは、理由を附した議決書を作成し、その謄本を当該検察官を指揮監督する検事正及び検察官適格審査会に送付し、その議決後7日間当該検察審査会事務局の掲示場に議決の要旨を掲示し、且つ、第30条の規定による申立をした者があるときは、その申立にかかる事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならない。

法第41条の7 (略)

② 検察審査会は、審査補助員に前項の議決書の作成を補助させなければならない。

③ (略)

施行令第28条 法第40条に規定する議決書には、次に掲げる事項を記載し、検察審査会長及び検察審査員がこれに署名押印しなければならない。ただし、被疑者の年令、職業及び住居が明らかでないときは、これを記載することを要しない。

一 申立人の氏名、年令、職業及び住居

二 被疑者の氏名、年令、職業及び住居。ただし、氏名が明らかでないときは、被疑者を特定するに足りる事項

三 不起訴処分をした検察官の氏名及び官職

四 議決書の作成を補助した審査補助員の氏名

五 議決の趣旨及び理由

【事務の概要】

議決が行われた場合には、法第40条及び施行令第28条により当該議決内容を記載した議決書を作成する。その際、審査補助員に議決書の作成を補助させた場合には、当該審査補助員の氏名を議決書に記載する。

【事務処理手順】

＜審査補助員に議決書作成の補助をさせた場合＞

- ① 当該議決書にその職名及び氏名を記載する。
- ② 第二段階の審査において起訴議決をした場合には、検察審査会の認定した犯罪事実を記載する。※1

【留意事項】

※1 犯罪事実を記載する場合には、できる限り日時、場所及び方法をもって犯罪を構成する事実を特定しなければならない。

【Q&A】

Q1 審査補助員に作成を補助させた場合、議決にどのように記載するか。
また、起訴議決や起訴議決に至らなかった旨の議決の場合、どのような記載をすればよいのか。

A1 議決書記載例を参照されたい。

10 審査補助員の手当，旅費日当等の支給

【参照条文】

法第39条の4 審査補助員には，別に法律で定めるところにより手当を支給し，並びに政令で定めるところにより，旅費，日当及び宿泊料を支給する。

【事務の概要】

審査会議に出席した審査補助員に対する手当及び旅費の支給に必要な書類を作成し，手当に関する書類は給与事務担当者に，旅費に関する書類は会計事務担当者に，それぞれ送付して支給を依頼する。

手当は，当該出席月分を一括して，翌月の支給定日に，旅費は，各庁の取扱いに応じて，審査補助員の指定口座に振り込まれる。※1

【事務処理手順】

- ① 初回到庁した（又は委嘱書を交付する）際に，審査補助員に手当及び登庁旅費の振込先となる指定口座の届出をしてもらう。
- ② 審査会議の日において，審査補助員が登庁したら，出勤簿及び旅費の請求書の記載と押印をしてもらう。※2，※3
- ③ ②の出勤簿に基づいて勤務時間報告書を作成する。
- ④ 上記③で作成した，勤務時間報告書及び②で記載してもらった旅費の請求書をそれぞれの事務担当者に送付する。※4

【留意事項】

- ※1 審査補助員は、非常勤の裁判所職員であることから、臨時措置法第4号により準用される給与法第22条により手当が、また、審査会議に出席するために検察審査会に出頭した場合には、日当政令により旅費が、それぞれ支給される。
- ※2 審査補助員に支給する手当は、審査会議における執務時間が基準となる。したがって、事務局長は、勤務時間管理員を指定した上で、審査補助員の勤務状況を出勤簿等で適正に管理する。
- ※3 出勤簿は、審査補助員ごとに作成する。
- ※4 勤務時間報告書及び旅費の請求書の各担当者への送付時期及び方法等については、検察審査会事務局と各担当部署との間で取り決めをしておく。

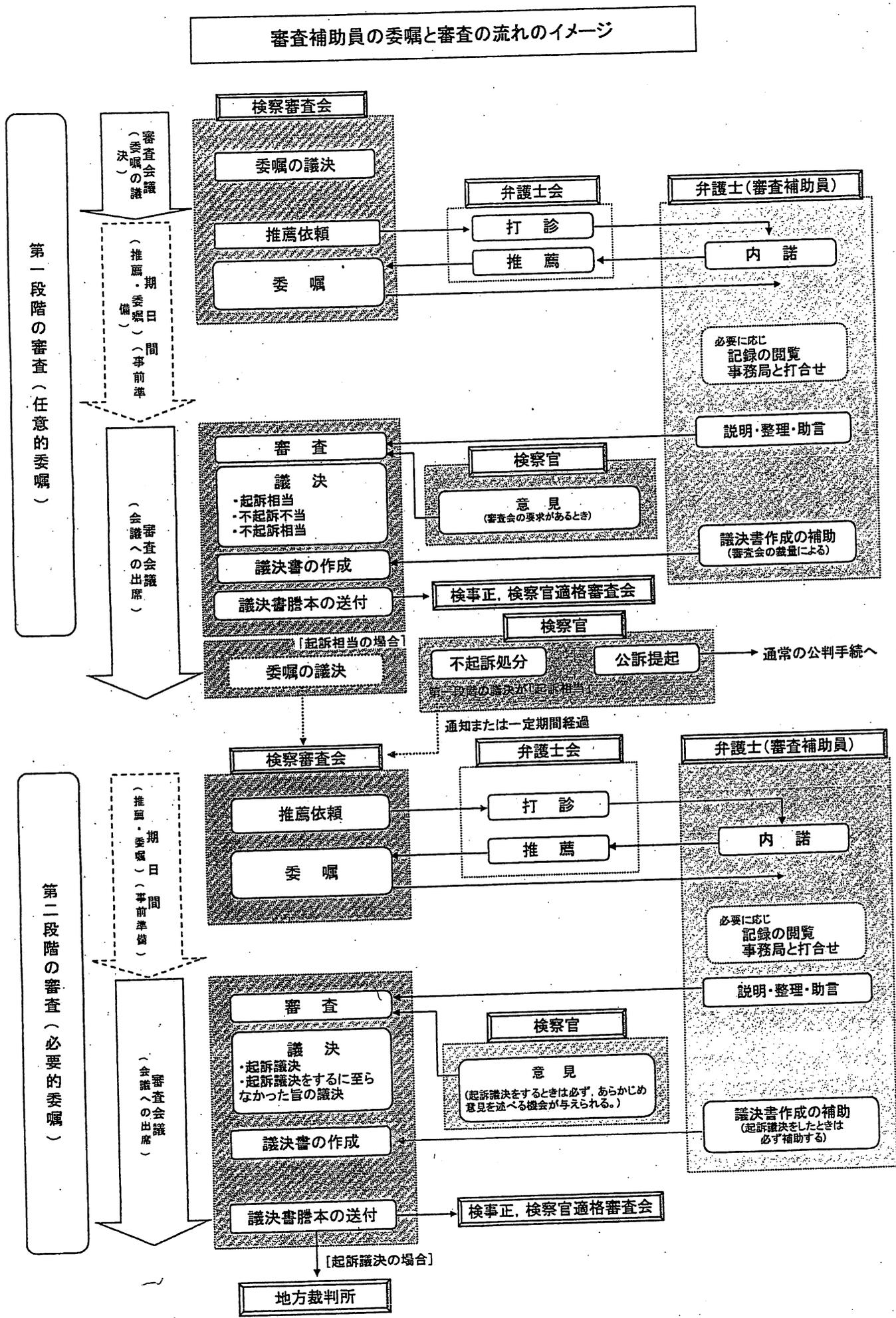
【Q&A】

- Q1 審査補助員に支給する手当の算定に当たり、審査会議までの待機時間や、会議日以外の日に資料の検討等を行った分も含めるのか。
- A1 手当支給の対象となるのは、審査会議において審査補助員としての活動を行った場合であることから、審査会議までの待機時間や、審査会議以外における資料の検討等の活動時間は、いずれも、算定に当たって考慮することはできない。
- Q2 審査補助員が審査会議に出頭した場合、日当は支給されるのか。
- A2 審査補助員に対して日当が支払われるのは、出頭又は取調べのためにもっぱら旅行に要した日がある場合の当該旅行日に限られる（日当政令第

3条第2項)。したがって、通常は日当支給の要否が問題となることはない。

なお、日当が支給される場合として、例えば、審査会議に出頭するため、その前日に移動を行わなければならないような場合の移動日などが考えられる。

審査補助員の委嘱と審査の流れのイメージ



【書式例1】

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇弁護士会 御中

〇〇検察審査会事務局長 ○ ○ ○ ○ (職印)

推 薦 依 頼 書

下記の事件の審査を行うに当たり、検察審査会法の規定による審査補助員を委嘱することになりましたので、貴会所属の弁護士を〇月〇日までに当事務局に推薦してください。

記

- 1 申立人氏名
- 2 申立人代理人（弁護士）の有無及び氏名
- 3 被疑者氏名
- 4 被疑者弁護人の有無及び氏名（弁護人であった者を含む。）
- 5 被疑罪名
- 6 被疑事実の要旨
- 7 次回審査会議日時
- 8 第一段階の審査又は第二段階の審査の別（なお、第二段階の審査である場合、第一段階の審査において委嘱された審査補助員がいるときは、その者の氏名）
- 9 その他参考事項

【書式例2】

平成〇〇年〇〇検察審査会（〇〇）第〇〇号

委 嘱 書

弁 護 士 〇 〇 〇 〇 殿

検察審査会法【第39条の2第1項, 第41条の4（※いずれかの条文を記載する。）】

により, 審査補助員に委嘱する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 検 察 審 査 会 (庁 印)

【書式例3】

受 領 書

〇〇検察審査会事務局 御中

平成〇〇年（ ）〇〇号 事件について、下記の書類を受領
しました。

なお、審査関係資料の写しの貸与を受けた場合には、その取扱いに留意し、職務
終了後すみやかに返還します。

記

- 1 委嘱書
- 2 審査関係資料写し
- 3

※ 該当する書類の番号を○で囲む。
※ 1, 2以外の場合は、3に具体的な書類名を記載して番号を○で囲む。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

審査補助員（弁護士） ○ ○ ○ ○ （職印）

【書式例4】

審査会議期日請書

〇〇検察審査会 御中

平成〇〇年（ ）〇〇号 事件の審査会議期日について、下
記のとおり通知を受けましたので、出席します。

記

平成〇〇年〇〇月〇〇日（ ） 午前 〇〇時〇〇分
午後

平成〇〇年〇〇月〇〇日

審査補助員（弁護士） ○ ○ ○ ○ （職印）

【書式例5】

平成〇〇年〇〇検察審査会（〇〇）第〇〇号

解 嘱 書

弁 護 士 〇 〇 〇 〇 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで委嘱した審査補助員を解嘱する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 検 察 審 査 会 (庁 印)

【議決書記載例】

平成〇〇年〇〇検察審査会審査事件（起相）第〇号
（平成〇〇年〇〇検察審査会審査事件（申立）第〇号）

申立書記載罪名 ○ ○

検察官裁定罪名 ○ ○

検察審査会認定罪名 ○ ○

議決年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

議決書作成年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

議 決 書

審査申立人

（住居） 〇〇県〇〇市〇町〇〇番地

（職業） 〇〇〇〇

（氏名） ○ ○ ○ ○

（年齢） 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生（〇〇歳）

審査申立代理人

（住居） 〇〇県〇〇市〇町〇〇番地

（職業） 弁護士

（氏名） ○ ○ ○ ○

被疑者

（住居） 〇〇県〇〇市〇町〇〇番地

（職業） 〇〇〇〇

（氏名） ○ ○ ○ ○

（年齢） 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生（〇〇歳）

不起訴処分をした検察官

（官職氏名） 〇〇地方検察庁 検察官検事 ○ ○ ○ ○

議決書の作成を補助した審査補助員 弁護士 ○ ○ ○ ○ ※1

当檢察審査会は、上記被疑者に対する〇〇被疑事件（〇〇地検平成〇〇年検第〇〇号）につき、平成〇〇年〇〇月〇〇日上記檢察官がした再度の不起訴処分の当否に関し、檢察審査会法第41条の2第1項により審査を行い、次のとおり議決する。 ※2

議 決 の 趣 旨

別紙犯罪事実につき、起訴すべきである。 ※3, ※4

議 決 の 理 由

1 被疑事実の要旨

被疑者は、

したものである。

2 檢察官の不起訴処分（〇〇）の理由

(1)

(2)

3 檢察審査会の判断

(1)

(2)

よって、上記趣旨のとおり議決する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇檢察審査会

檢 察 審 査 会 長 ○ ○ ○ ○ ④

檢 察 審 査 員 ○ ○ ○ ○ ④

同 ○ ○ ○ ○ ④

同 ○ ○ ○ ○ ④

同 ○ ○ ○ ○ ④

同 ○ ○ ○ ○ ④

同 ○ ○ ○ ○ 印
同 ○ ○ ○ ○ 印
同 ○ ○ ○ ○ 印
同 ○ ○ ○ ○ 指印

これは検察審査員○○○○の指印である。

検察審査会長 ○ ○ ○ ○ 印

臨時に検察審査員の

職務を行う者 ○ ○ ○ ○ 印

※1 審査補助員に議決書作成の補助をさせた場合は、当該審査補助員の氏名を記載する。

※2 法第41条の2第2項により審査を行った場合は、次のように記載する。

(みなし不起訴処分に基づいて第二段階の審査を行った場合)

当検察審査会は、上記被疑者に対する○○被疑事件(○○地検平成○○年検第○○号)につき、平成○○年○○月○○日上記検察官が再度の不起訴処分をしたものとみなし、その当否に関し、検察審査会法第41条の2第2項本文により審査を行い、次のとおり議決する。

(みなし不起訴処分に基づく第二段階の審査を、二度目の不起訴処分に基づく第二段階の審査に切り替えた場合)

当検察審査会は、上記被疑者に対する○○被疑事件(○○地検平成○○年検第○○号)につき、平成○○年○○月○○日上記検察官がした再度の不起訴処分の当否に関し、検察審査会法第41条の2第2項但し書により審査を行い、次のとおり議決する。

※3 検察審査会が認定した犯罪事実を別紙に記載する。

(別紙)

(犯罪事実)

被疑者は、.....

※4 起訴議決に至らない場合の主文は、「本件は起訴議決をするに至らない。」
となる。